

**発注者責任を果たすための具体的施策のあり方  
(第二次とりまとめ)**

**平成13年3月  
発注者責任研究懇談会**

## 第二次とりまとめに至った経緯

「発注者責任研究懇談会」は、平成10年4月に公共事業の執行方式の改善策等を検討するために発足し、10回の会合を重ねて平成11年3月に「中間とりまとめ」をまとめた。この「中間とりまとめ」では、発注者責任の概念を明らかにするとともに、技術力を反映した入札契約方式（総合評価方式等）や、技術力を重視した企業評価制度等について提言を行うとともに、今後さらに検討すべき課題についてとりまとめを行った。

平成11年度は「中間とりまとめ」で提起された様々な課題を検討し、「発注者責任を果たすための具体的施策のあり方（第一次とりまとめ・平成12年3月）」をとりまとめ、「発注者の評価」、「企業の評価」、「工事の評価」の3つの評価を軸とした工事発注段階以降の新たな制度づくりのあり方を提案した。

平成12年度は、「第一次とりまとめ」に対する地方公共団体等へのアンケート調査や、パブリックコメントを行うとともに、平成12年11月には「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定された。このような動きの中で、発注者責任を検討する上でさらに取り組むべきいくつかの課題が提起されてきたため、平成12年12月より当懇談会を3回開催し、平成13年3月に本「第二次とりまとめ」をとりまとめるに至った。

第二次とりまとめにおいては、次頁に示すように第一次とりまとめにおける基本的方向に沿って、工事発注段階以降の調達プロセスにおいて以下の4つの点について検討を行った。

- ・発注者支援制度等を検討する前提となる発注者・受注者の役割分担と発注者の体制評価
- ・発注者支援制度等の具体化に必要な事項
- ・企業評価の結果を反映した的確な企業選定の具体的方策
- ・特許工法等の知的財産権の活用方策

一方、調査・設計段階に関しては、平成11年10月に「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会（委員長：中村英夫 武蔵工業大学教授）」が設立され、平成12年3月に「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会 中間とりまとめ」が発表された。この中間とりまとめでは、企業・技術者評価の徹底、発注者支援方策としてのアドバイザー制度、プロポーザル方式の改善等が提言されている。

当懇談会でとりまとめた方策等と上記委員会で提案された方策等の両者を進めることによって、調査・設計、工事の各段階において、発注者責任を果たすための入札・契約制度等の改善が進んでいくものと考えられるが、それぞれの評価を行う段階においては、事業の一連の流れを全体的に捉え、各方策の整合性等について検討を行うことが必要であると考えられる。

当懇談会の中間とりまとめ以降、総合評価方式、VE方式、性能規定発注方式、新・工事成績要領の試行等の様々な取り組みが行われている。今後は、第一次とりまとめ・第二次とりまとめに基づく具体的施策についても試行を重ね、併せてこれらの結果を評価し、よりよい方向に入札契約方式を改善することにより、発注者責任を果たしていくことが望まれる。

# 発注者責任

「公正さを確保しつつ良質なモノを低廉な価格でタイムリーに調達し提供する責任」

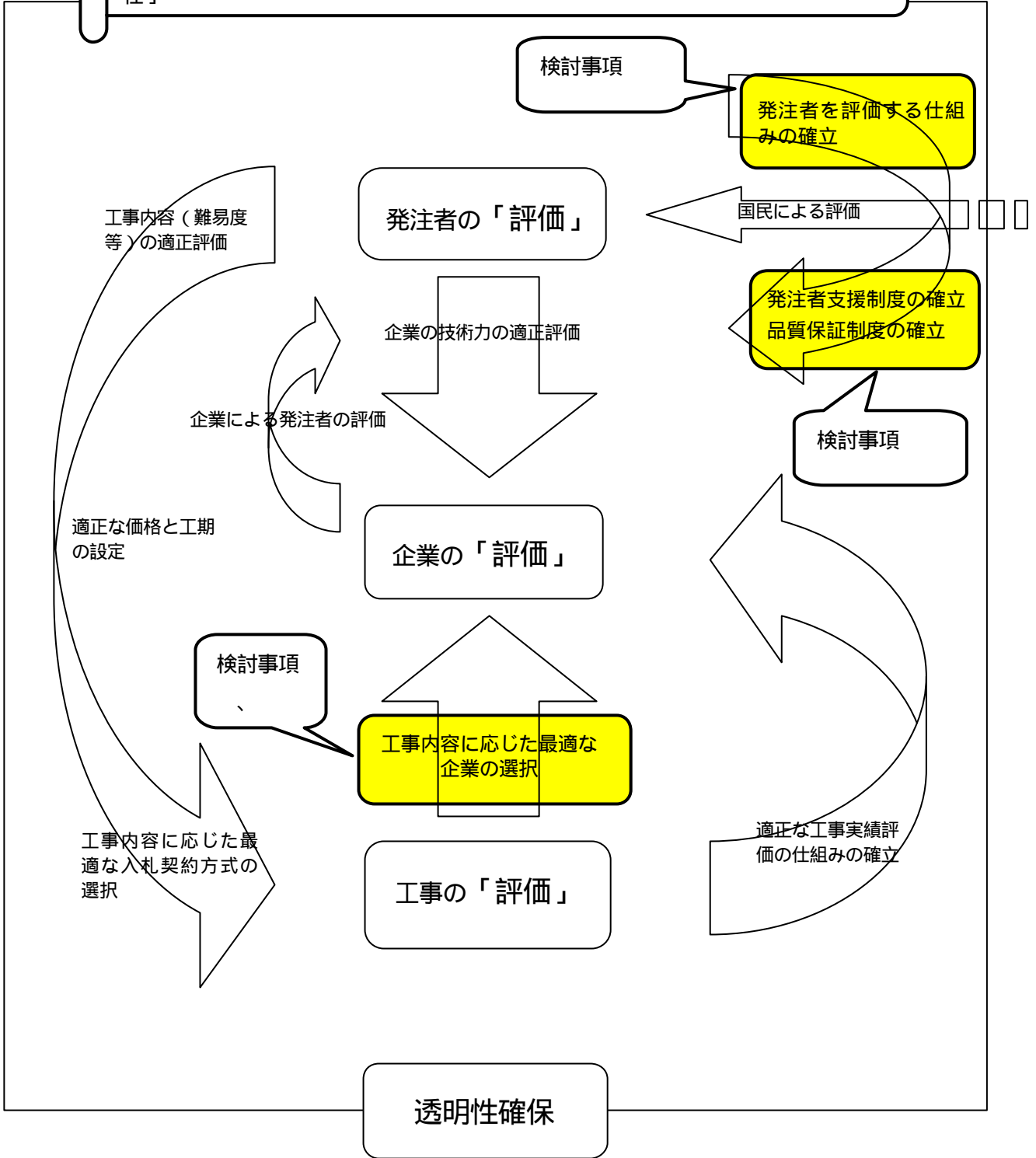


図 1 第一次とりまとめにおける概念図と第二次とりまとめの検討事項との関係

## 発注者責任研究懇談会委員名簿

委員長	近藤 次郎	東京大学名誉教授
委員	淺井 喜代治	東京農業大学地域環境科学部教授
委員	厚谷 襄児	帝京大学法学部教授
委員	飯塚 悦功	東京大学大学院工学系研究科教授
委員	石井 弓夫	(株)建設技術研究所代表取締役社長
委員	市川 治徳	(株)市川工務店代表取締役社長
委員	大田 弘子	政策研究大学院大学助教授
委員	金本 良嗣	東京大学大学院経済学部経済学研究科教授
委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学専攻教授
委員	本多 晃	柏市長

(敬称略・50音順)

## 目 次

ページ

1 . 発注者と受注者の役割について……………	1
( 1 ) 発注者・受注者の業務……………	1
( 2 ) 実施体制の補完方策( 3 つの選択) ……	3
( 3 ) 発注者の体制評価……………	9
2 . 発注者支援制度等について……………	15
( 1 ) 発注者支援制度……………	15
1) 発注者と支援者の責任分担……………	15
2) 支援者の要件と審査方法……………	17
3) 発注者支援制度確立に向けた環境整備……………	20
( 2 ) 品質保証制度……………	21
3 . 的確な企業の選定方法について……………	23
( 1 ) 基本的考え方……………	23
( 2 ) 企業評価を反映した企業選定のあり方……………	23
( 3 ) 新しい企業評価の施行に向けた暫定運用( 案) ……	31
( 4 ) 企業評価データベースの整備・運用……………	33
4 . 特許工法等の知的財産権の活用方策等……………	35

# 1. 発注者と受注者の役割について

## (1) 発注者・受注者の業務

公共工事の執行は、計画段階から設計・積算段階、施工段階、そして運用段階に至るまで広範囲にわたり、それに携わるものには社会資本の整備・維持者あるいは発注者としての責任が問われる。発注者責任懇談会「中間とりまとめ」においては、「公正さを保ちつつ、良質なモノを低廉な価格でタイムリーに調達し提供する責任」と発注者の責任を定義した。この発注者責任を全うするためには、発注者は、最も適切な業務実施体制を構築する必要がある。

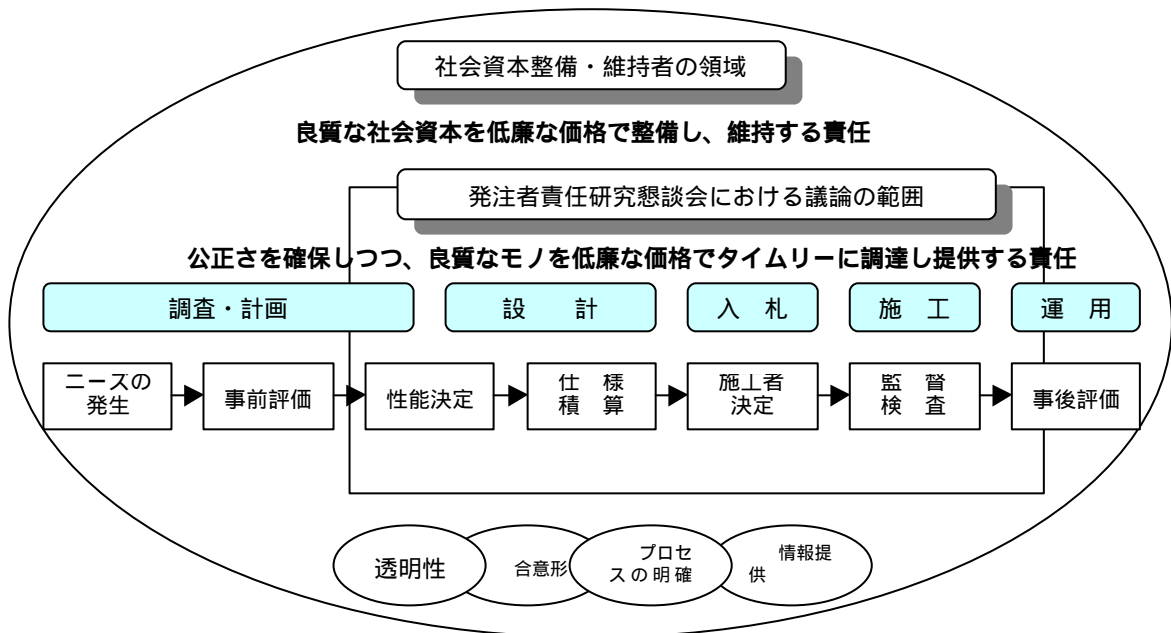


図1 - 1 発注者責任研究懇談会での議論の範囲

実施体制の決定にあたっては、発注者と受注者の業務分担を設定することも含まれるが、現状における一般的な実施体制の中で行われている発注者の業務は、工事発注段階以降では以下のように整理される。

- 工事内容評価を適切に行って、当該工事を実施する上での技術的課題やリスク等を把握すること
- 工事内容評価にもとづき最適な入札契約方式と企業の選定を行うこと
- 技術提案、設計変更等において技術内容等を検討し適切な案を選択すること
- 施工体制の点検、工事監督等を行って工事の品質確保を図ること
- 適正に検査（検収）支払いを行うこと
- 工事実績評価を行い、将来的的確な企業選定に反映させること

一方、受注者の一般的な業務は以下のようになっている。

- a. 受注した工事の設計図書（仕様書、図面、現場説明書等）に関して照査を行うこと
- b. 現場条件の変化への対応方法、V E等の技術提案を発注者に対して行うこと
- c. 工事目的物を完成するために必要な手順、工法等を定めた施工計画を立案すること
- d. 施工に必要な建設機械、労務および資材の調達を行うこと
- e. 施工管理（品質、工程、コスト）を行うこと
- f. 現場条件の変化等に伴い契約条件に変更を付す必要が生じた場合に設計変更の申請を行うこと

これらの業務の内容や量は、工事の規模や難易度によって異なり、一般的には工事の規模や難易度が増すと増加する傾向にある。

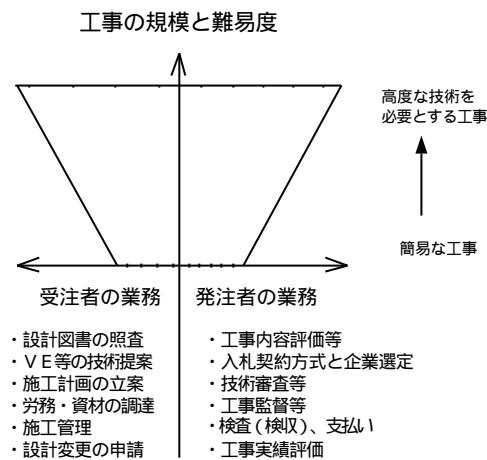


図 1 - 2 工事の規模・難易度と発注者・受注者の業務

## (2) 実施体制の補完方策(3つの選択)

発注者の事業執行能力が低い場合、あるいは発注者の事業執行能力を超える工事を発注する場合は、発注者は自らの組織体制で発注者側の業務を行うことが困難となる。

その場合の対応として、以下の3つの選択肢が考えられる。

- 発注者支援を受け発注者の業務を代行させる
- 品質保証制度を採用して発注者の業務を軽減する
- 受注者側に任せる業務を増やし発注者側の業務を減らす

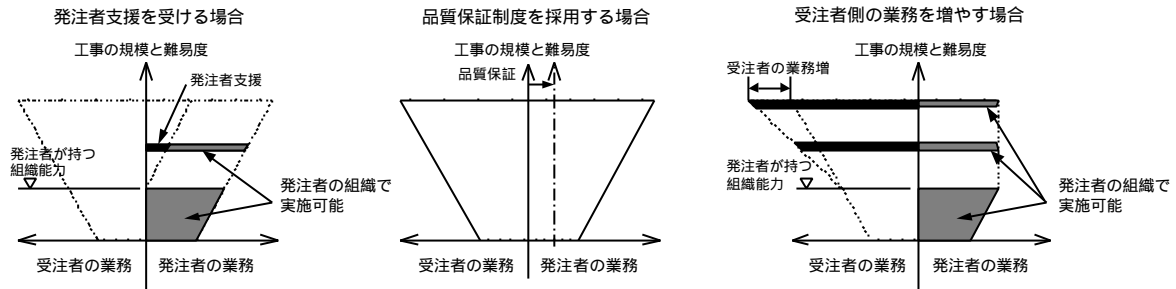


図1 - 3 発注者自らの事業執行能力を超える工事への対応に関する3つの選択

は、外部からの支援（発注者支援）を受けて発注者側の業務の一部を代行させる場合であり、 は受注者が担保する品質保証制度を採用することによって発注者側の業務の一部を省略するものである。また、 については、信頼できる受注者を選定し、受注者の自主管理に任せるというものである。

### 1) 発注者支援を受ける

「発注者支援を受け発注者の業務を代行させる」場合は、自らの組織で対応できない発注者側の業務を、外部からの支援を受けて果たすものであり、「造る立場」、「買う立場」の視点で言えば従前の両者の立場を変えるものではない。

支援者が発注者の代行として実施する業務としては、工事内容評価、入札契約方式と企業選定、技術審査等、工事監督、検査（検収）、工事实績評価が考えられる。

発注者支援の内容は工事の規模、難易度によって異なるものとなり、工事の規模が大きくなり難易度が高くなると発注者支援の内容も増加すると考えられる。

一方、発注者支援の内容は発注者の組織能力が高ければ同じ工事規模・難易度であっても支援の内容は少なくなる。

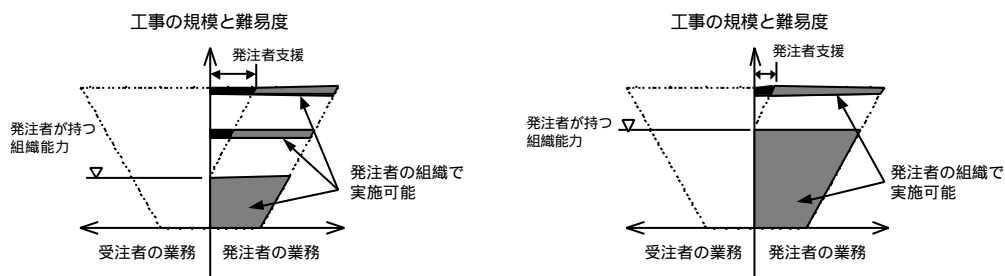


図1 - 4 発注者の組織能力と発注者支援状況の関係



従って、発注者支援の内容は各工事ごとおよび各発注者組織ごとに判断することとなる。この方式は、非常に幅広い範囲で適用できると考えられるが、以下のような課題がある。

< 課題 >

- ・ 支援者の責任には限界があり、社会的損失への対応が困難。
- ・ 支援者の業務内容とこれに伴う責任を予め文書等で出来る限り明確にしておく必要がある。
- ・ 発注者の業務を公正・中立に代行する者が必要である。
- ・ 発注者には業務に適した支援者を調達しそれを適切に実施させるマネジメント能力が求められる。

## 2) 品質保証制度を採用する

「品質保証制度を採用して発注者の業務を軽減する」場合は、目的物の引き渡し後の品質について、発注者が施工プロセスに関与することで担保しようとするのではなく、受注者の保証により担保しようとするものであり、基本的には発注者を「買う立場」に近づけるものである。

発注者は、自らの組織では対応しきれない技術審査、工事監督については品質保証制度に依存することでその業務を省略することとなる。

ただし、品質保証制度を採用しても、工事内容評価、入札契約方式と企業選定、検査（検収）支払い、工事实績評価については発注者の業務が減少することはない。

なお、ここでいう品質保証制度は、施工開始前には把握しきれない工事リスク（トンネル工事における異常出水）の分散のためではなく、工事目的物引渡し後の不具合等に対応するためのものである。

この方式は、発注者を買う立場に近づけるための担保機能と考えられるが、以下のような課題がある。

< 課題 >

- ・ 保証を行える企業にはそれに見合った技術力と財政基盤が必要となる。
- ・ 公共事業により建設される施設は、一般の用に供し供用期間も長いことから品質不良となった場合の社会的損失は重大なものとなることから、保証の範囲には限界がある。
- ・ 一方、受注者に無限責任を問うこととするのは不適切であり、「保証の範囲」、「保証の限度額」等についての基本的考え方を検討する必要がある。
- ・ 構造物特性に合った多様な品質保証制度が必要となる。

なお、品質保証制度については課題においても述べたようにその保証範囲には限界がある。場合によっては、発注者支援制度と品質保証制度の両方策を併用することも考えられる。

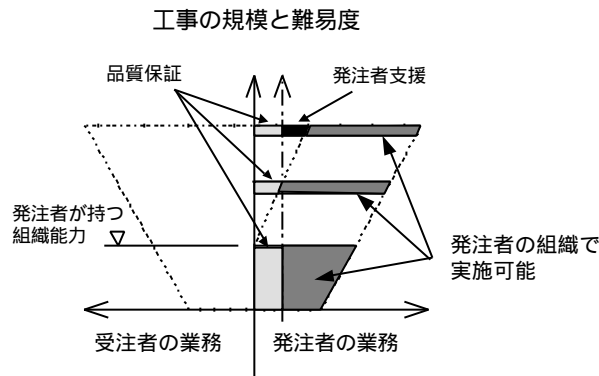


図1-5 品質保証と発注者支援の併用の概念

3) 受注者側の業務を増やす

「受注者側に任せる業務を増やし発注者側の業務を減らす」場合は、「技術面、品質確保の面、さらには価格の面でも信頼できる受注者」に施工プロセスに関わる事項を任せ、発注者と受注者の強い信頼関係を背景に受注者の自主管理によって品質を担保しようとするものであり、基本的には発注者を「買う立場」に置くものである。ただし、入札契約方式と企業選定、検査（検収）、支払い、工事实績評価については受注者に任せることはできず発注者が自ら実施することとなる。

この方式は、発注者自らが工事プロセスに関与できない場合に、受注者の自主管理に依存しようとするものであるが、以下のような課題がある。

< 課題 >

- ・ 発注者は、強い信頼関係にある受注者を、透明性を確保しつつ的確に選定する必要がある。そのためには、技術交渉方式等を含めそれに適した入札契約制度の検討がさらに必要である。
- ・ 契約後、設計変更等で技術提案を受けた場合には、価格等のことを考慮して内容については第三者によるチェック等、何らかの対応をとる必要がある。
- ・ 発注者責任を果たす観点から、適用業務の範囲には自ずと限界がある。

以上見てきたように、工事発注段階において発注者が成すべきことは、自らの発注体制と発注しようとしている工事内容の評価を行って、発注体制が十分でないとは判断された場合は、支援制度の有無、保証制度の有無、受注者に求める能力等を総合的に判断して、上記3つのいずれかの方法によって、あるいはそれらを組み合わせて最も適切な発注者と受注者の業務分担を決め、最も望ましい入札契約方式の選択、企業選定を行うとともに、適切な工事の実施に努めることと言える（図1 - 6）。

なお、3方式の選択により、発注者と受注者の業務分担がどのようになるかについて具体的な業務をイメージして整理した概念図を図1 - 7に示す。

ただし、上記のいずれの方式においても、社会的損失を与えるような事故、品質不良が生じた場合には、それらを全て受注者の責任あるいは支援者の責任だとして発注者が責任を回避することは考えにくい現状にある事も十分認識して対応する必要がある。

設計段階においても、発注者の成すべきことは基本的に工事段階と同様であり、体制が十分でないとは判断された場合には、アドバイザーといった発注者支援等の採用を含めて、発注者と受注者の適切な業務分担を決めることとなる。

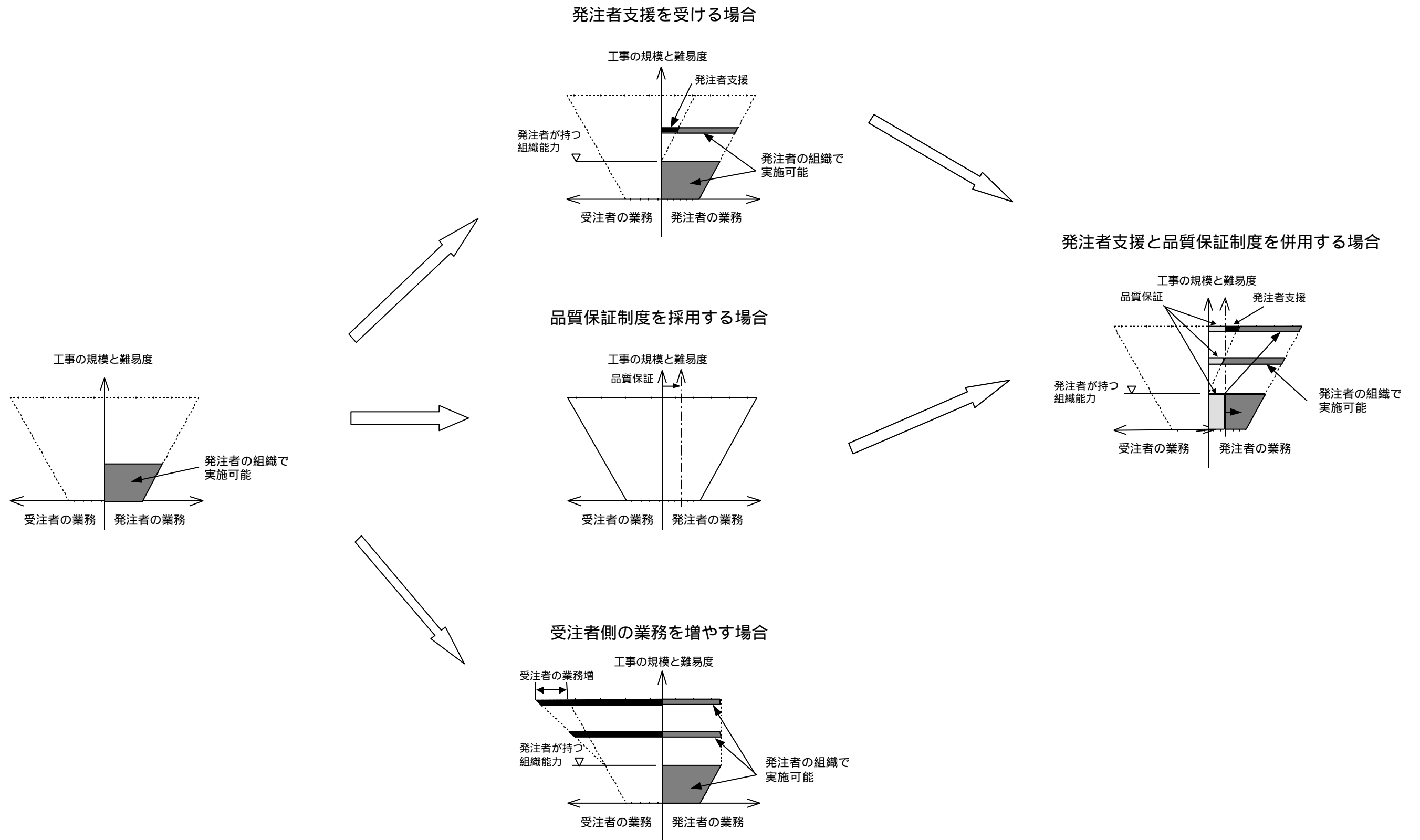


図 1 - 6 発注者事業執行能力を超える工事への対応概念

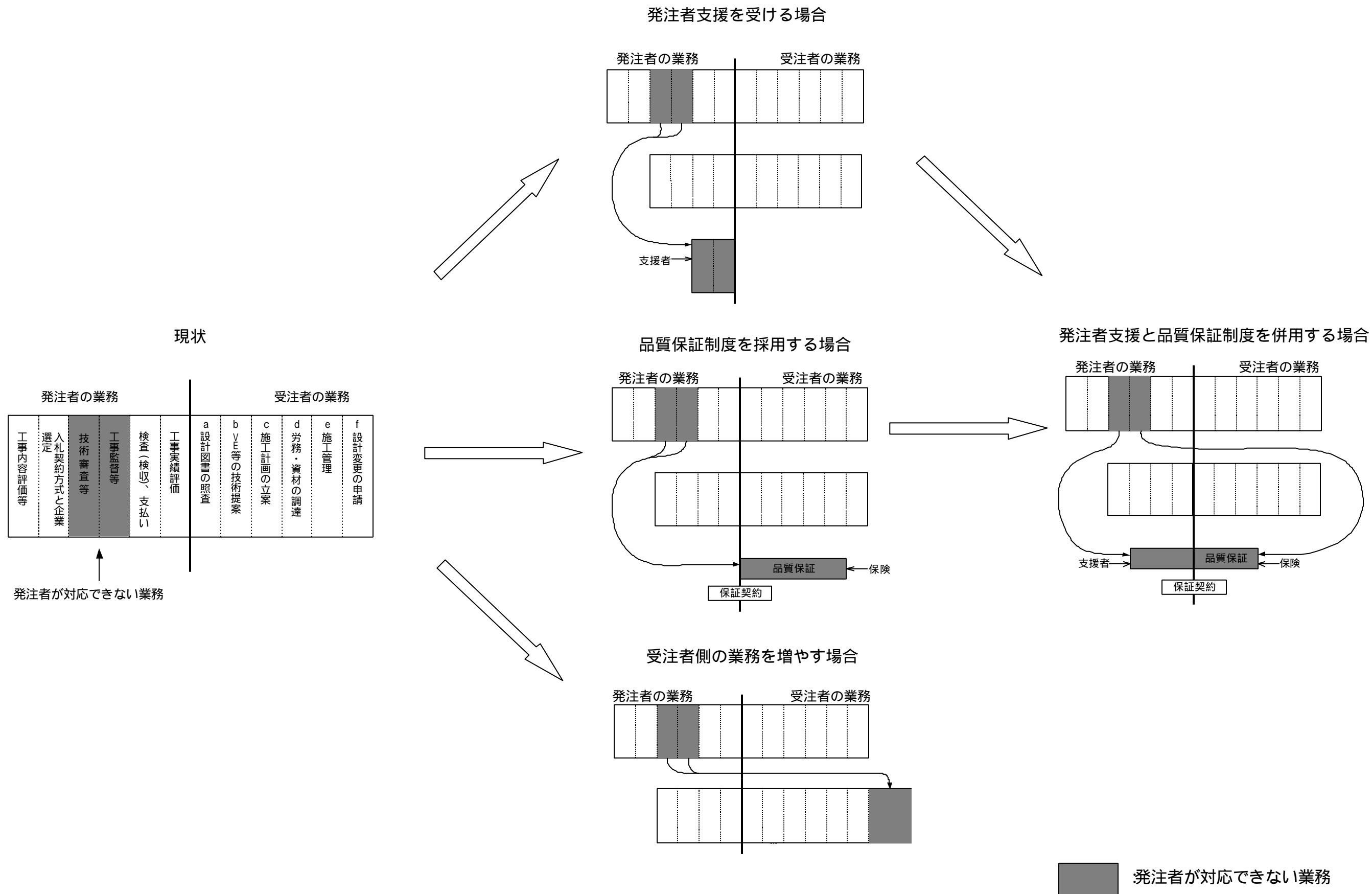


図1 - 7 発注者が対応できない業務を具体的にイメージした概念図



< 発注者の一般的な業務の概要 >

a. 発注者の体制評価

当該工事の評価等に基づいて明らかとなった発注者が行うべき業務を自らの組織・体制で実施可能かどうかの評価を行う。

b. 工事内容評価

工事内容評価は、当該工事の工事内容、施工条件を整理し、技術的な難易度、リスク、周辺環境等、発注者がその工事に期待する事項を明らかにする。

c. 入札参加資格等の決定

選定した入札方式に応じて入札参加資格や指名基準を適切に定めて当該工事を確実に履行できる企業の選定を行う。

d. 設計図書の作成、技術審査

設計図書の作成は、工事発注にあたり工事の評価で明らかとなった事項を反映させて特記仕様書、図面、現場説明書等の作成を行う。技術審査は、技術提案総合評価方式などを採用する場合、入札時に技術的な審査を行う。

e. ダンピングのチェック

調査基準価格を下回った入札者に対して、当該価格で入札した理由、積算内訳等について調査を行い、適正な工事の履行が出来るか否かのチェックを行う。

f. 適切な施工体制のチェック

監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、工事を適切に行える施工体制が確保されているかどうかの確認を行う。

g. 監督

会計法第 29 条の 11 の契約履行の確保に基づいて施工プロセスにおける監督を行う。

h. 検査（検収）・支払い

工事の完了に対する検査（検収）を実施し、完了が確認された場合には支払いを行う。なお、検査（検収）・支払い業務は発注者にとって最も重要な業務であるが、我が国の支払い方式は、海外において一般的に採用されている月払い方式に比べると例外的な方式となっていることから、月払い方式の導入についての検討を進めるものとする。

i. 工事实績評価

施工時の施工プロセス評価、工事完了・引渡し時の完了時評価、引渡し後の引渡し後評価を実施して、将来の工事等において工事特性に応じて最もふさわしい企業を選定するための企業評価データベースを構築する。

こうした発注者の業務内容に関して、いずれの発注者においても自らの実施体制で実施可能かについて自己評価を行えるための仕組みを整備する必要があるが、ここでは基本的に主要工種ごとにチェックシートにて確認する手法を提案する。

チェックシートの具体的なイメージは表1 - 1のようなものになると考えられる。

発注者の業務が対象とする工事の工種により変化することから、チェックシートでは、「主要工種」を想定した上で、発注者の一般的な6業務（工事内容評価等、入札契約方式と企業選定、技術審査等、工事監督等、検査（検収）・支払い、工事实績評価）の具体的な内容と、その業務を実施する上で求められる能力を抽出・整理している。

このチェックシートを用いて、各業務を自らの体制で実施できるかどうかを評価することとなるが、「自己評価」を行う際の参考として、抽出整理された業務実施に求められる能力を有していると考えられる発注機関の職員（支援を受ける場合は支援者）のイメージを示しており、イメージで示された職員の有無により評価を行うこともできる。

そして、自己評価の結果、自らの体制では実施できないと評価された業務は、3つの選択肢（発注者支援を受ける、品質保証制度の採用、受注者側の業務を増やす）のいずれか、あるいはその組合せにより対応することとなる。



表1 - 1 橋梁下部工工事における発注者の業務内容と求められる能力 (1/2)

業務プロセス	業務内容	求められる能力	チェックリスト	能力を持っている人のイメージ	タイプ
工事内容評価等	設計照査	設計の内容を適切に評価できる		発注者として橋梁工事の監督の経験又は受注者として橋梁工事の監理技術者の経験がある	D
	用地交渉	地元に工事概要を説明し用地の交渉ができる			
	工事の評価	橋梁工事のリスク等の特性を適切に評価できる		発注者として橋梁工事の監督又は受注者として橋梁工事の監理技術者の経験がある	D
	工事発注計画の作成（工区割、予算配分）	予算・工事量・工期等を考慮して、適切な工区割・予算配分ができる		発注者として予算等を考慮して橋梁工事の一連の発注計画を立案し、発注から完成までの経験がある	A
	関係機関との協議（ガス、NTT、水道等）	工事に関係する機関との施工協議ができる		発注者として橋梁工事の監督又は受注者として橋梁工事の監理技術者の経験がある	D
	地元説明	工事概要を説明できる			
	利害調整	地元へのメリット等を説明できる			
	設計修正方針の設定（要望・問題の把握、対応方針の設定）	要望に対するコストを踏まえた対応方針が設定できる			
入札契約方式と企業選定	工事計画の策定	橋梁工事の施工順序がイメージできる			
	特記仕様書の作成	橋梁工事における発注者側のリスクが予測できる			
	積算	橋梁工事の積算ができる		発注者として橋梁工事の積算又は受注者として橋梁工事の見積りの経験がある	B
	予定価格の決定	積算結果の妥当性のチェックができる		発注者として積算に熟練している又は受注者として見積りに熟練している	B
	業者選定（入札 契約）	入札 契約の事務的な手続きができる		入札契約制度と橋梁工事の業者の知識がある	A
	{ダンピングのチェック}	低入札価格調査マニュアルに従い重点調査ができる		発注者として橋梁工事の積算又は受注者として橋梁工事の見積りの経験がある	B
技術審査等	{ 技術提案内容の審査 }	技術提案を評価し、工事内容に応じて適切な企業を選定できる		橋梁に関して専門的知識を有し、最新の技術に精通し、橋梁工事の経験がある	C
工事監督等	契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理等	現場状況を把握し、指示、承諾、協議、受理等が適切に行える		発注者として橋梁工事の監督又は受注者として橋梁工事の監理技術者の経験がある	D
	条件変更に関する確認、検査、検討、通知	施工条件を調査し、工事内容の変更を定めることができる			
	変更設計図面及び数量等の作成	橋梁工事の変更設計図面、数量表が作成できる			
	関連工事との調整	関連する2以上の工事の工程調整を行い、請負者に指示ができる			
	工程把握及び工事促進指示	実施工程表に基づき工程を把握し、工事促進の指示ができる		発注者として橋梁工事の監督補助又は受注者として橋梁工事の主任技術者の経験がある	E
	工事施工の立会い	監督職員の立会いが必要な工種で、立会いの確認ができる			
	施工体制のチェック	施工体制把握マニュアルに従い施工体制のチェックができる			

{ } : 工事によっては該当する場合がある

表 1 - 1 橋梁下部工工事における発注者の業務内容と求められる能力 (2/2)

業務プロセス	業務内容	求められる能力	チェックリスト	能力を持っている人のイメージ	タイプ
工事監督等	工事施工状況の確認 (段階確認)				
	深礎杭、土質・変化位置、長さ・支持地盤の確認の確認	構造図が理解でき、土質の変化時に土砂、軟岩の判断ができる		発注者として橋梁工事の監督補助又は受注者として橋梁工事の主任技術者の経験がある	E
	深礎杭、鉄筋組立て完了時確認	配筋図が理解でき、組立て状況が確認できる			
	深礎杭、施工完了時基準高 偏心量の確認	構造図が理解でき、出来形が管理基準値内か確認できる			
	躯体工、鉄筋組立て完了時確認	配筋図が理解でき、主筋 帯筋の径と本数が確認できる			
	躯体工、埋戻し前出来形確認	構造図が理解でき、測定が必要な箇所を把握している			
	関係機関との協議(ガス、NTT、水道等)	工事に関係する機関との施工協議ができる			
	地元対応	地元住民等からの苦情、要望に対して必要な措置ができる		発注者として橋梁工事の監督又は受注者として橋梁工事の監理技術者の経験がある	D
	工事成績の評定	工事成績評定要領に基づき、工事成績の評定ができる		発注者として橋梁工事の監督又は受注者として橋梁工事の監理技術者の経験があり、両者とも一定レベル以上の評価力を有する	F
検査 支払い	検査(検収)の実施	必要な箇所を検査し、設計図書との適合性を確認できる		発注者として橋梁工事の監督又は受注者として橋梁工事の監理技術者の経験がある	D
	工事代金の支払い	出来高を確認し支払いの手続きができる			
工事実績評価	工事成績の評定	工事成績評定要領に基づき、工事成績の評定ができる		発注者として橋梁工事の監督又は受注者として橋梁工事の監理技術者の経験があり、両者とも一定レベル以上の評価力を有する	F

抽出整理された発注機関の職員(支援を受ける場合は支援者)のイメージを見ると、全般的に発注者側としては工事監督経験者、受注者側としては監理技術者経験者といったイメージが抽出されている。

ただ、工事発注計画の策定といった事業執行管理に係わる業務においては発注者として業務経験を求めることとなり、受注者として該当者のイメージはない。

また、「工事成績評価」に関しては、評価結果をデータベース化し各発注機関においてデータの共有化を図ることを目指す立場から、工事監督経験者あるいは監理技術者経験者ということに加えて、一定レベル以上の評価力を有する評価者であることが求められることとなる。

以上のように、個別の工事単位での体制評価が基本となるが、個々の工事の評価結果を積み上げることによって定常的に発注している工事について組織として十分な体制が整っているか否かの組織評価も可能となる（図1-9参照）。

さらに、定常的に発注している工事に対して十分な体制が整っている組織でも、非定常的な工事の発注にあたっては、当該工事に関して自らの体制で実施可能であるか否かを評価する必要がある。

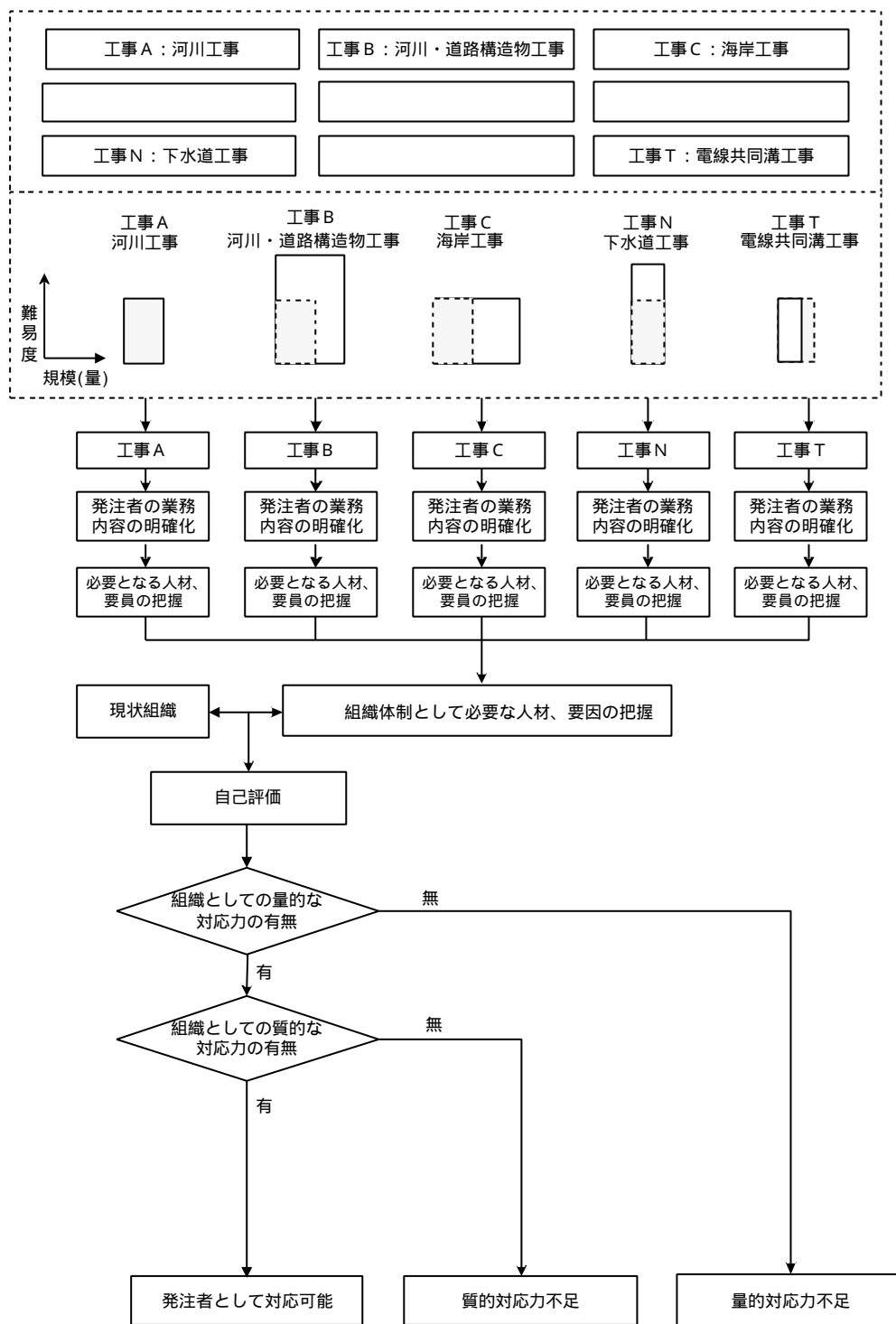


図1-9 組織評価の概念フロー図

## 2．発注者の支援制度等について

### (1) 発注者支援制度

発注者支援の内容としては、発注者が行う工事内容評価等、入札契約方式と企業選定、技術審査等、工事監督等、検査（検収）、工事实績評価が対象となると考えられる。例えば、検査（検収）に関しても、月払い方式の導入を実施した場合には発注者の業務量が増加することから支援の必要性が生ずることになると考えられる。

このように、発注者支援制度は、他の2つの補完方策（「品質保証制度の採用」、「受注者側の業務を増やす」）に比して広い範囲の業務に適用が可能であり、かつ、支援を受ける業務内容の組合せに関して自由度が高いことから、早期の試行等により以下の各事項に関する検討を進め制度の確立に努めるべきである。

#### 1) 発注者と支援者の責任分担

発注者と支援者間の契約関係は、業務の性質から考えて委任的な契約になると考えられる。このため支援者は瑕疵担保責任を問われることはないが、「善良な管理者としての注意義務」を払う必要があり、支援者の責任は、善良な管理者としての注意義務を払っていたかどうかによって判断されることになる。

支援する業務内容が法律・基準等で明確になっている場合は、それに則って業務を行っていたか否かが、注意義務を払っていたか否かの基本的な判断基準になるが、個々の事例によって、その状況は異なってくると考えらる。表2-1に支援業務内容毎に考えられる場面を想定し、その際の責任の所在を検討した。

この結果支援業務の内、工事監督等、検査（検収）、工事实績評価については業務内容が法律、基準等の文書で明確になっている場合が多く、不具合があった場合には基本的な判断基準に照らして注意義務違反の責任を問うことが出来ると考えられる。

一方、工事内容評価等、入札契約方式と企業選定、技術審査等については業務内容が必ずしも文書によって明確にされるものではないため、基本的な判断基準に照らした判断が困難な場合が出現すると考えられる。その際、発注者のリスク（通常の支援者に注意義務違反を問えない不具合）をできるだけ小さくするためには、複数の支援者、あるいは組織による業務内容のチェック等を行う必要がある。

また、支援者の責任の内容によっては「損害賠償」を問われる場合が発生することも考えられ、支援者の財産的基礎の考え方を整理するとともに、支援制度の定着を図る中で保険制度の整備も必要である。

表 2 - 1 発注者と支援者との責任関係の検討結果

	例 示	責任の所在	
		発注者	支援者
工事内容評価	(1) 施工者に高度な技術力が求められる工事であるにも係わらず、そう判断せず、結果的に適切な企業選定ができなかった場合 責任：通常の支援者が予測できたか、具体的な損失が何かによってケースバイケース		
	(2) 特記仕様書に必要な条件を記載しないまま発注し、第三者に被害を与えた場合 (濁水処理が必要であることを記載せず、魚に被害を与えるような場合) 責任：この場合は支援者に善良な管理者の注意義務違反があると考えられる 支援者に保証能力が無い場合には保険制度等が必要となってくる		
入契・企業選定	(1) VE方式が妥当と考えられる工事についてそれを採用せず、結果的に高い契約となった場合 責任：通常の支援者が予想できたか、あるいは本当に高くついたということが十分証明できるか等によってケースバイケース		
	(2) 過大積算を行って返納が必要となった場合 責任：支援者（積算基準が明確になっているので支援者の注意義務違反と考えられる） 支援者に保証能力が無い場合には保険制度等が必要となってくる		
技術審査	(1) 受注者から提案のあった工法について、審査の結果妥当と判断したが施工段階で近接住宅等へ損害が生じた場合 責任：通常の支援者が予測し得なかった場合は発注者の責任、予測し得たと考えられた場合は支援者の責任（あるいは、受注者の責任）と考えられる		
	(2) 選定した工法が技術基準に適合しておらず、施工時において手戻りが生じた場合 責任：技術基準に適合しない工法選択は、善良な管理者の注意義務違反があると考えられる		
工事監督	(1) 施工不良による不具合が生じた場合 責任：支援者が監督基準に従っていない場合は責任を問える。 しかし、この場合、不具合を生じさせた第一義的な責任は受注者（請負者）にあり、不具合の手直しは受注者の責任によってなされると考えられる。 従って、支援者に問われる責任は、これとは異なる違約金といった措置になると考えられる		
検査（検収）	同上		
工事実績評価	(1) 不当な評価を行った為、受注者から異議申立てがあった場合 責任：工事成績評定要領に則して評価を行っていない場合には、支援者の責任を問える		

：責任の所在が事例ごとに異なる

：責任がある

## 2) 支援者の要件と審査方法

### 公正・中立性の確保

支援者は、発注者の立場に立ちつつも、公正・中立な立場で発注者の判断材料を提供する必要がある。公正・中立性は支援者の重要な要件といえる。この公正・中立性の担保については、公的な認証制度による方法、発注者・支援者間の契約による方法、倫理要綱、宣誓書等の方策等が考えられるが、公正・中立性が確保されない場合、発注者にとって不利な状況を惹起しかねないとも限らないため、十分な検討が必要である。

### 支援者の能力要件

支援者に求められる能力分野は、「事業執行管理分野（発注計画、組織運営等に関する知識と経験）」、「法令・技術基準分野（会計法、諸技術基準等に関する知識）」及び、「専門技術分野（施工計画、工事リスク等に関する知識と経験）」の3分野で構成される。

支援業務の内容によって求められる能力分野も異なり、その違いによって支援者のタイプを類型化すると表1-1等より、下表のように6タイプに分類できる。各タイプの支援者に求められる能力分野がその支援者の能力要件となる。

表2-2 支援者の類型と必要能力分野

タイプ	支援者タイプ	支援者イメージと担当業務例	能力分野		
			事業執行	法令等	専門技術
A	事業執行支援者	発注者：発注者として事業執行管理経験を有し、工事内容の評価ができる ＜担当業務例：工事発注計画の作成等＞			
B	工事コスト見積り者	発注者：十分な積算経験を有する 受注者：十分な見積り経験を有する ＜担当業務例：予定価格の設定等＞			
C	技術審査者	当該工事に対して専門的知識を有し、最新技術の動向に精通し、当該工事経験を有する ＜担当業務例：技術提案内容の審査等＞			
D	工事監督者	発注者：工事監督の経験を有する 受注者：監理技術者の経験を有する ＜担当業務例：契約履行の確保等＞			
E	工事監督補助者	発注者：工事監督補助の経験を有する 受注者：主任技術者の経験を有する ＜担当業務例：施行状況の確認等＞			
F	工事成績評価者	発注者：工事監督経験があり、一定レベル以上の評価力を有する 受注者：監理技術者経験があり、一定レベル以上の評価力を有する ＜担当業務例：工事成績の評定等＞			

( : 特に重要な要素、 : 主要要素、 : 付加的要素)

3つの能力分野の特性を知識と経験の視点から分析したのが表2 - 3である。事業執行管理分野では「経験」が、「法令・技術基準分野」では「知識」が、「専門技術分野」では、「知識」と「経験」の両者が重要な要素として求められている。

表2 - 3 能力分野の特性

能力分野	能力分野の特性
事業執行管理分野	この分野に係わる能力は、基本的には知識と経験で形成される。しかし、この分野の知識に関しては明確な学問体系の無いものが多いため、実務を通じて蓄積せざるを得ない面があり、また対応力を養うといった点からも「経験」が主要な要素となる。
法令・技術基準分野	この分野に係わる能力は、精通度が問われることが多く、基本的には「知識」が主要要素となっている。
専門技術分野	この分野に係わる能力は、基礎知識を身につけた上で経験を積みながら、より高度な知識を身につけていくという能力形成プロセスとなる。したがって、基本的に「知識」と「経験」の両者が求められる。能力形成プロセスにおいては、一定の経験を積めば一定の知識が備わるものと考えられるが、特定の技術分野での高度な内容については、その分野に係わる深い「知識」と「経験」の両者が重要な要素として求められる。

#### 能力要件の審査

支援者の持つ各分野の能力要件を確認する方法としては下表に示す3つの方策がある。

表2 - 4 能力要件の審査方式

審査方式	内容・特性
自己申告方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者が自ら業務履歴等を提示し、求められる能力を有することを示す。</li> <li>・簡便ではあるが、示された内容の適・不適は判断できない。</li> </ul>
発注者による審査方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者から示された業務経歴等を、発注者が審査する。</li> <li>・審査を実施するためには相当量の情報と、時間を要することとなり、全てこの方式で行うことは現実的ではない。</li> </ul>
第三者機関審査方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者から示される業務経歴等あるいは資格制度を通じて、第三者機関が審査を行う。</li> </ul>

これらの適用については、

知識確認については該当分野の内容に精通した第三者機関審査方式が適しており資格制度を活用することが考えられる。

経験の確認については、自己申告方式や発注者による審査方式が考えられる。(ただし、いずれの場合も経験の審査に関しては、審査対象者が照会先を提示し、発注者等が直接問い合わせを行うといった対応が必要である)

自己申告方式に関しては本人+経歴を評価しても評価結果が一定しないこともあり、その特性から限定的なものとなると考えられる。

これらの考え方によって各支援者タイプの能力要件の確認方法を整理すると表2 - 5のようになる。

知識が特に重要な要素とされる「B 工事コスト見積者」、「C 技術審査者」及び「F 工事成績評価者」は第三者機関による審査、資格制度の活用が考えられる。

特に、工事成績評定については、評価結果を多くの発注者が共有し企業評価の基礎として利用することから、評価レベルの統一性を保つには、第三者機関による審査の必要性が高い。なお、当面の措置としては、実務経験の確認と講習を実施することが考えられる。

表 2 - 5 支援者タイプとその審査基準イメージ

タイプ	支援者タイプと該当者イメージ	事業執行	法令等	専門技術	審査の基準イメージ
A	事業執行支援者				事業執行管理経験 ・ 事業執行管理に関する業務経歴の提示を求め、発注者が業務経歴の内容と当該工事での課題との適合性を審査する ・ 関係者に事業執行管理能力を確認する
B	工事コスト見積者				積算基準に精通していることの確認 + 実務経験年数 ・ 第三者機関において積算に関する知識を審査する。 ・ 発注者への業務経歴の提示を求める
C	技術審査者				高度な知識と経験を保有していることの確認 + 実務経験年数 ・ 発注者への技術士等の資格証明書の提示を求める。 ・ 発注者への業務経歴の提示を求める。
D	工事監督者				施工管理・法令に関する知識を保有していることの確認 + 実務経験年数 ・ 発注者への土木施工管理技士の資格証明書の提示を求める。 ・ 発注者への業務経歴の提示を求める。
E	工事監督補助者				実務経験年数 ・ 当該工事の工種に関する業務経歴の提示を求める
F	工事成績評価者				工事成績評定に精通していることの確認 + 実務経験年数 ・ 第三者機関において工事成績評定に関する知識を審査する。 ・ 第三者機関において実務経験の内容について審査する。

( : 特に重要な要素、 : 主要要素、 : 付加的要素)



また、積算についても新資格制度が考えられる。

なお、これら支援者に求める資格等の要件については、発注者に対しても求められることとなる。

### 3) 発注者支援制度確立に向けた環境整備

今後、発注者支援を進めるためには、支援者登録等の「支援者の要件審査に係わる事項」、契約書等の「支援者との契約に係わる事項」及び成績評価を含めた「支援者の選定に係わる事項」について整備する必要がある。

当面は、発注者支援を行おうとする機関、所属する支援者、支援分野等の登録を進め、各発注者が発注者支援を用いようとしたときの環境整備を進めるとともに、試行を通じて標準的な契約書、支援者の選定方法、対価の積算方法等の策定に取り組んでいく必要がある。

さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に伴って、各発注者は、適正化指針に沿って入札及び契約に係わる情報の公表、施工状況の評価及び施工体制の把握等が順次進められていくことと考えられるが、各発注者における適正化指針への取り組み状況を評価し、これが十分でない発注者には発注者支援の活用を促すことも考えられる。また、各発注機関における現有技術者数や技術者の保有資格等の情報公開を行うことも発注者支援等の採用を促すインセンティブの一つと考えられる。さらに、補助制度との一体的運用（支援費目の計上、補助事業審査時における執行体制の審査等）を図ることも考えられる。

最終的に全発注機関に徹底するためには、新しい法的枠組み等が必要である。

## (2) 品質保証制度について

### 1) 品質保証制度

品質保証について、日本工業規格では「消費者の要求する品質が十分に満たされていることを保証するために、生産者が行う体系的活動。(JIS Z8101)」と定義しているが、ここでは、工業製品等で一般に行われている一定期間内における不具合に関する無償の修理・交換といった狭義の品質保証を考えている。

土木構造物は、工業製品等とは同等に扱えないが、例えば、住宅に関しては住宅性能保証制度が整備されている。この「住宅性能保証制度」は、保証を担保するものとして、「住宅保証機構」の登録生産者が生産した住宅に関して、「設計施工基準」を守り、工事中2回以上専門検査員による現場検査を受けたものについては、生産者が倒産した場合においても、構造耐力上主要な部分に瑕疵が発見された場合の補修費用を10年間保証する制度である。

現在の、工事請負契約書中に定められている瑕疵担保に係わる規定も、品質保証の一つの形態であるが、発注者業務との関係、保証範囲等を含めて検討を行い、土木構造物の品質保証に関する統合的な枠組みを策定する必要がある。

### 2) 品質保証制度と発注者業務の関係

品質保証等によって監督行為の一部を省略するということは、既に現行の会計法および地方自治法においても予定されている。

品質保証制度は、発注者の業務を軽減し、発注者を買う立場に近づけるだけでなく、技術と経営に優れた企業間競争を促すインセンティブにもなり、公共土木工事ににおいても現行の瑕疵担保期間の見直しを行うとともに、構築物の特性にあった多様な品質保証制度の導入を図るべきである。

表2 - 6 監督等の一部省略に関する会計法・地方自治法の規定

会計法	地方自治法
法29条の11第3項 契約の目的たる物件の給付の完了後相当期間内に、当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、 <u>当該給付の内容が担保されると認められる契約</u> については、政令の定めるところにより、 <u>第1項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。</u>	施行令167条の15第3項 普通公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当期間内に、当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、 <u>当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。</u>

### 3) 保証対象と期間等

品質保証制度は、「保証対象」と「保証期間」により基本的枠組みが構成される。

#### 保証対象

品質保証制度を設立する場合には、引渡し後の構造物の何に保証を求めるかを明確にする必要がある。住宅の例（「住宅の品質確保の促進等に関する法律」）においては、保証対象を「構造耐力上主要な部分」として定めている。

土木構造物においても基本的には住宅と同様に「構造耐力上主要な部分」を対象とすることが考えられる。

住宅においては構造物の基本的な構造形態（柱、梁、壁、床等）が同一であるため、「構造耐力上主要な部分等」に関する共通的に規定が行えるが、土木構造物の場合には、構造形態が大きく変化（例：舗装、橋梁、堤防等）するため、個々の構造物形態ごとに保証対象の詳細な規定について検討する必要がある。

例えば、現在は舗装工事に関して性能発注方式の試行を進めており、この中では完成時から1年後の騒音値に対する保証を求めている。

表 2 - 7 舗装における要求性能

項目	完成時	1年後
耐塑性変形	動的安定度 回/mm 以上	-
排水性	現場透水試験 ml/sec 以上	-
平坦性	= mm 以下	-
騒音値	全車線の平均値が db(A)(Leq)以下	全車線の平均値が db(A)(Leq)以下

性能発注方式：舗装構成等の仕様を規定せずに要求性能を示し発注する方式

保証を求める構造物の範囲については、「瑕疵」の存在に伴う社会的影響、請負者の保証能力といった点を考慮して今後、検討を行う必要がある。

#### 保証期間

保証期間については、保証を行う各企業間の競争に任せることも考えられるが、価格と保証期間の関係（例：5年間の保証期間が工事価格としてどの程度の価格に相当するのか）が把握できない現状においては、一律の最低保証期間を定めることが考えられる。

各構造物におけるこれまでの不具合等の出現時期と出現率といった点を考慮して設定することが必要である。

#### 保証の担保方法

保証の担保は当該工事の請負者が行う方式と、第三者である保証機関が行う方式等が考えられるが、対象構造物の範囲、保証期間等を含めて今後の検討課題である。

なお、住宅においては、基本的に保証は住宅取得者と生産者（（財）住宅保証機構に登録）であるが、補修費用は（財）住宅保証機構が加入している保険から生産者に支払われる仕組みとなっている。

### 3. 的確な企業の選定方法について

#### (1) 基本的な考え方

公共工事の発注にあたっては、個々の工事がもつ地域的、技術的特徴等に応じて最も信頼できる企業を適正に選定して発注することが重要である。

その際、定期的に行われている経営事項審査や競争参加資格審査のみでは、企業の持つ一般的な技術上及び経営上のポテンシャルは判断できても、個々の工事に対応して必要となる要求事項が十分に評価されるものではない。

また、例えば、手持ち工事の量の検討にあたっては、その地域で本当に十分な技術者を派遣できるかが重要な判断要素となる。

このように、公共工事の発注に際しては、個々の工事毎に地域的、技術的特徴等を十分考慮して、その工事に最も相応しい企業を如何に適切に選定できるかが重要なポイントと考えられる。

したがって、上記の基本的考え方を踏まえ企業評価を反映した的確な企業選定のあり方を示し、「企業選定ガイドライン（仮称）」とともに「企業評価データベース」の整備・運用していくことを提案する。

#### (2) 企業評価を反映した企業選定のあり方

今回提案する企業選定方式は、個々の公共工事における技術的特徴等に応じてよりの確な企業を選定できる仕組みである。具体的に、その工事に最も相応しい企業を選定するにあたっては、

- 1) 基本的なチェック（「資格審査」）
- 2) 必要不可欠な技術力を有しているかのチェック（「技術力審査」）
- 3) 当該工事の特性から見た企業の「相対評価」（必要に応じて）

の3つの評価が必要と考えられる。

表3-1 新しい企業選定方式の考え方（案）

区分	評価の考え方
1) 資格審査	企業リストより業務遂行に必要な基本的な（最低限）資格・実績を有する企業を選定し、業務遂行に不適当な業者を除くものである。
2) 技術力審査	企業評価データベース等を活用し、工事目的物の品質や出来形、優れた技術力、創意工夫等、個々の工事に応じて必要となる技術力を有する企業の選定を行うものである。
3) 相対評価	小規模な工事（指名競争入札等）においては、事務量の軽減、さらによりの確な企業を選定する観点から評価するものである。

新しい企業選定の実施イメージを以下に図示する。

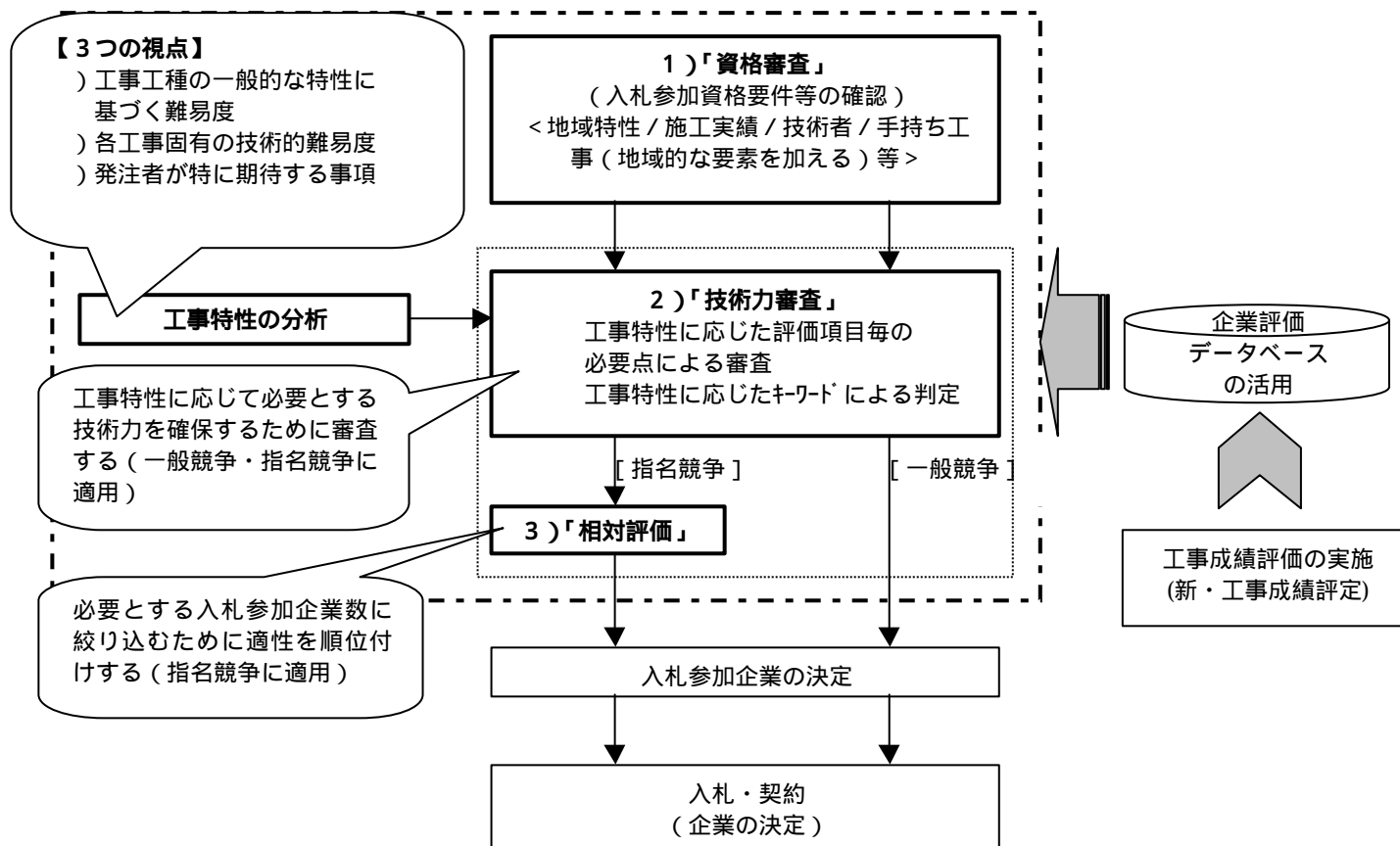


図3-1 新しい企業選定の実施イメージ(案)

具体的実施に向け、あらかじめ企業選定の具体的手順等を示す「企業選定ガイドライン(仮称)」、さらに「企業評価データベース」の整備を図っていく必要がある。

また具体的に実施する際には、工事の公告・掲示において入札参加の資格要件とともに、個々の工事が必要とする地域的、技術的特徴等を明確にし、あらかじめ選定基準等(必要となる技術項目や工事成績評価の点数等)を企業に示すことが必要である。また、公共工事への新規参入企業に対しては、門戸を閉じることのないよう、民間事業での実績を認め、また規模の小さい工事等では技術力審査を行わない等、弾力的に企業選定をしていくことが考えられる。さらに、外国企業の参入に関しては、今後更なる検討を行っていく必要がある。

企業選定の各審査のあり方として、以下に選定方法並びに選定基準等の考え方を提示する。

### 1)「資格審査」

業務遂行に必要となる基本的な(最低限)資格・実績の有無等を審査することにより、企業リストより業務遂行に不適当な業者を除くものである。具体的には、企業評価データベース等の各種データベースならびに企業から提出される技術資料に基づき、以下の評価項目(例)の内容を全て満足する企業を選定する。

- (評価項目例) 保証力・経営力・社会性等の確認
- 同種・類似工事の実績有無
- 配置予定技術者の資格有無
- 工事成績評価の総合点が 点以上、等

なお、公示・掲示以後に指名処分等の処分を受けた企業の取り扱いについては、処分の内容等に応じて企業の入札参加を認めること等を明確にしていく必要がある。

### 2)「技術力審査」

今回新たに「技術力審査」として、工事特性に応じ最低限必要となる技術力の評価を企業選定に導入することを提案する。

これは、旧建設省が平成12年11月に策定した新しい工事成績評定の評価結果のように、当該工事の特性に応じて必要となる『技術力・能力』を評価し、その特性に応じた技術力・能力を有する企業を選定することを基本として考える。

具体的には、

- 工事特性に応じた評価項目毎の必要点による審査
- 工事特性に応じたキーワードによる審査

の2段階で実施することが考えられる。

工事特性に応じた評価項目毎の必要点による審査

工事特性に応じた評価項目毎の必要点による審査は、表3-2に示す審査様式(案)に基づき、以下の流れに沿って実施することが考えられる。

(a)以下の3つの視点から工事の特性分析を行い、個々の工事が必要とする技術力の評価項目を選定、さらに各評価項目の重要度に応じて必要とする工事成績の点数(以下「必要点」という。)を設定する。

- ・ 工事工種の一般的な特性に基づく難易度
- ・ 各工事固有の技術的難易度
- ・ 発注者が特に期待する事項

ここで技術力の評価項目は、現在試行されている新しい工事成績評定の考査項目に準じるものとする。

表3 - 2 工事特性に応じた評価項目毎の必要点による審査様式（案）

評価項目 細目 (案)		65点	工種	難易度	期待事項	必要点 (計)
			+5点	A :+5点 B :+2.5点	(Max:+10)	
1)施工体制	施工体制一般	65点				
	配置技術者	65点				
2)施工状況	施工管理	65点				
	工程管理	65点				
	安全対策	65点				
	対外関係	65点				
3)出来形 及び出来ばえ	出来形	65点				
	品質	65点				
	出来ばえ	65点				
4)高度技術力	施工規模の大きさへの対応	65点				
	構造物固有の難しさへの対応					
	技術固有の難しさへの対応					
	厳しい自然・地盤条件への対応					
	厳しい周辺環境等、社会条件への対応					
	施工現場での対応					
	その他					
5)創意工夫	準備 後片付け関係	65点				
	施工関係					
	品質関係					
	安全衛生関係					
	施工管理関係					
	その他					
6)社会性等	地域への貢献度	65点				
7)法令遵守等		65点				
8)その他	VE点	65点				
	同種・類似工事における表彰授与の実績	65点				

新・工事成績評定の  
 考査項目に基づく

注1) 評価項目8)「その他」については、発注者が特に期待する事項として技術提案能力を要する工事等で必要に応じてオプション追加。

注2) 難易度：各評価項目において、  
 ・評価Aがある評価項目：評価Aの数またBの有無に係わらず「+5.0点」  
 ・評価Bがある評価項目：評価Bの数に係わらず「+2.5点」

表 3 - 3 技術力審査における評価項目設定の考え方（案）

区 分	評価項目の設定の考え方
・ 工事工種の一般的な特性に基づく難易度	各目的構造物の構造形式や工法に「潜在的」に求められる技術力・能力に応じて、当該工事の企業選定時に企業に求める技術力・能力の評価項目を設定。（表 3 - 4 参照）
・ 各工事固有の技術的難易度	当該工事が固有に抱える技術特性や社会条件等を整理し「工事の技術的難易度」として評価することにより、企業選定において企業や技術者に求められる専門技術やマネジメントに係わる技術力や能力の評価項目を設定。（表 3 - 5 参照）
・ 発注者が特に期待する事項	「工事工種の一般的な特性に基づく難易度」や「各工事固有の技術的難易度」に寄らず、発注者が企業に特に期待する事項について評価項目を設定（例えば、「VE点」や「表彰授与の実績」等）。

（b）選定された評価項目に対し、企業評価データベースに蓄積された各企業（技術者）の工事成績評価結果のデータに基づいて、各企業の工事成績評価点が必要点を満足する企業を選定する。

#### 工事特性に応じたキーワードによる判定

企業評価データベースの工事成績評価結果のデータには、「高度技術力」「創意工夫」等に係わるキーワードも蓄積されることとなる。したがって、工事の特性分析により設定された「発注者が特に期待する事項」の中からキーワードを抽出し、工事成績にキーワードとして有する企業を選定することが考えられる。

#### 3) 「相対評価」

企業の「相対評価」では工事成績の総合点による判断ではなく、工事特性から特に重要と考えられる技術項目を新たな評価項目として行うことが考えられる。

具体的には2) 「工事特性に応じた評価項目毎の必要点による審査」で分析された評価項目毎に、工事成績評価点に応じてA～Cの相対評価を行い、Aの数で企業の順位付けをする方法が考えられる。



表3-4 「工事工種の一般的な特性に基づく難易度」に応じた評価項目 (案)

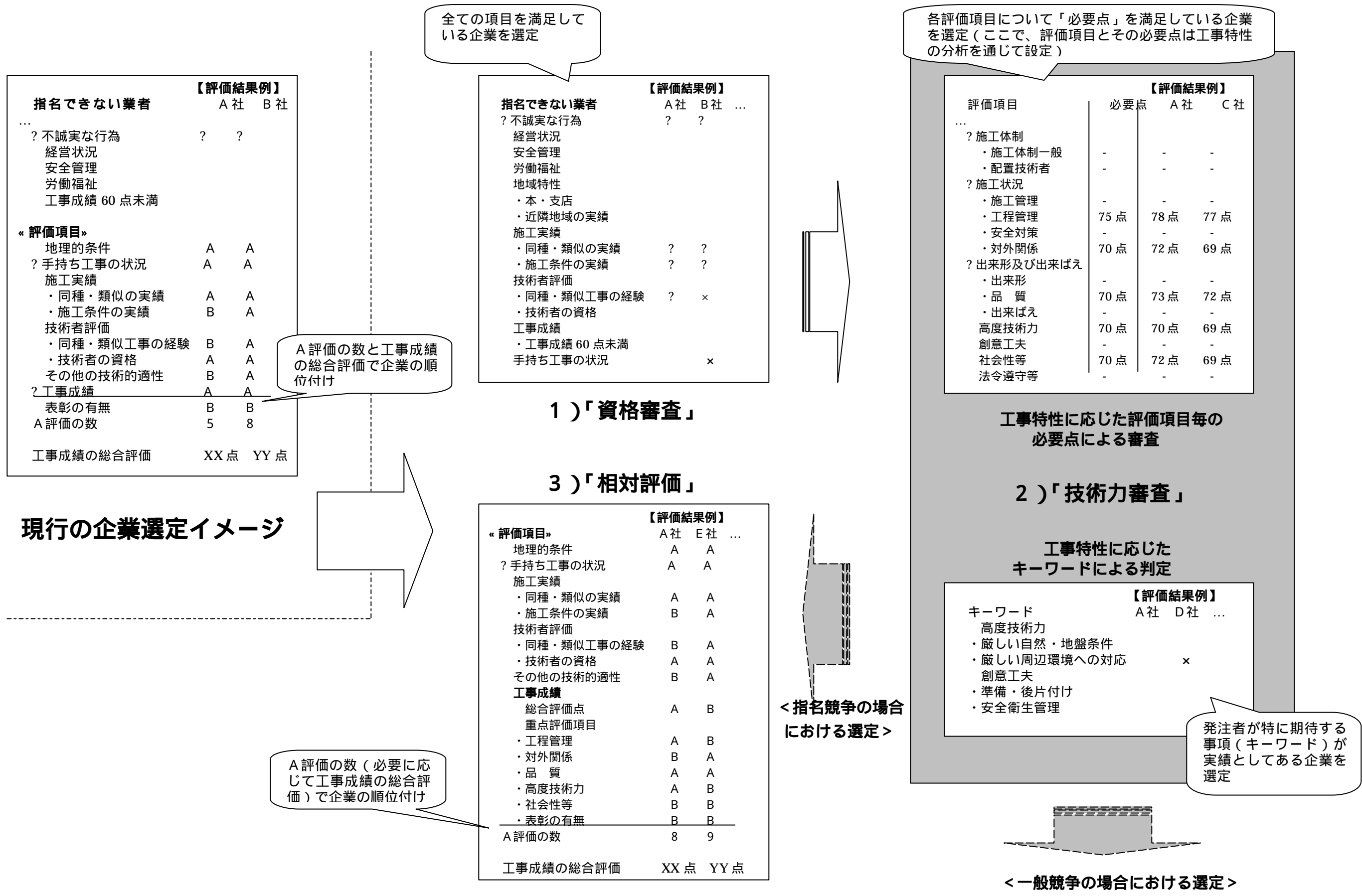
事業区分	評価対象工種		施工体制		施工状況				出来形及び出来ばえ			高度技術力	創意工夫	VE評価点	地域への貢献度	法令遵守等			
	構造物区分	構造形式・工法分類	施工体制一般	配置技術者	施工管理	工程管理	安全対策	対外関係	出来形	品質	出来ばえ								
1. 河川	1.1	河川堤防																	
	1.2	河川護岸																	
	1.3	床止め・床固め																	
	1.4	堰・水門																	
	1.5	樋門・樋管																	
	1.6	水路トンネル	1.6.1	山岳トンネル工法															
			1.6.2	シールド工法															
			1.6.3	推進工法															
			1.6.4	開削工法															
	1.7	伏せ越し																	
1.8	揚排水機場																		
1.9	河川浚渫																		
1.10	河川維持管理	(補強・改築は含まない)																	
2. 海岸	2.1	海岸堤防																	
	2.2	護岸																	
	2.3	突堤・離岸堤																	
	2.4	養浜																	
	2.5	海岸浚渫																	
	2.6	海岸維持管理	(補強・改築は含まない)																
3. 砂防・地滑り	3.1	砂防ダム																	
	3.2	流路工																	
	3.3	斜面对策	(地下水排除工、抑止杭工を含む)																
	3.4	砂防維持管理	(補強・改築は含まない)																
4. ダム	4.1	ダム (転流トンネルは、5. 道路-5.1トンネルで評価する。)	4.1.1	重力式ダム工事															
			4.1.2	A-チ式ダム工事															
			4.1.3	ロックフィルダム工事															
			4.1.4	A-スダム工事															
			4.1.5	表面遮水壁フィルダム															
			4.1.6	複合ダム工事															
			4.1.7	ダム維持管理(補強・改築は含まない)															
5. 道路	5.1	トンネル	5.1.1	山岳トンネル工法															
			5.1.2	シールド工法															
			5.1.3	開削工法															
			5.1.4	沈埋工法															
	5.2	共同溝	5.2.1	シールド工法															
			5.2.2	推進工法															
			5.2.3	開削工法															
	5.3	橋梁上部	5.3.1	RC橋															
			5.3.2	PC橋															
			5.3.3	鋼橋															
			5.3.4	床版工(鋼橋)															
	5.4	橋梁下部	5.4.1	RC橋脚・橋台															
			5.4.2	鋼製橋脚・橋台															
			5.4.3	合成構造橋脚・橋台															
	5.5	舗装	5.5.1	セメントコンクリート舗装															
			5.5.2	アスファルト舗装															
5.5.3			ブロック舗装																
5.6	道路付属施設																		
5.7	切土工																		
5.8	盛土工																		
5.9	斜面安定・法面工																		
5.10	カルバート工																		
5.11	擁壁工																		
5.12	排水工																		
5.13	電線共同溝・CAB																		
5.14	情報BOX																		
5.15	シート																		
5.16	道路維持管理	(補強・改築は含まない)																	
6. 公園	6.1	基盤整備																	
	6.2	植栽																	
	6.3	施設整備																	
	6.4	グラウンド・コート整備																	
	6.5	自然育成																	
	6.6	公園維持管理	(補強・改築は含まない)																

表3-5 「各工事固有の技術的難易度」に応じた評価項目（案）

工事難易度		評価項目	施工体制		施工状況				出来形及び出来ばえ			高度技術力	創意工夫	VE評価点	地域への貢献度	法令遵守等
大項目	小項目	評価代表事項等	施工体制一般	配置技術者	施工管理	工程管理	安全対策	対外関係	出来形	品質	出来ばえ					
1. 構造物条件	規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模														
	形状	対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)														
	その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象														
2. 技術特性	工法等	工法、使用機械、使用材料等														
	その他	施工方法に関する技術提案等														
3. 自然条件	湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等														
	軟弱地盤	支持地盤の状況														
	作業用道路・ヤード	河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約														
	気象・海象	雨・雪・風・気温・波浪等の影響														
	その他	地すべり等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等														
4. 社会条件	地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物														
	近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物														
	騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮														
	水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮														
	作業用道路・ヤード	生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約														
	現道作業	現道上での交通規制を伴う作業														
	その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等														
5. マネジメント特性	他工区調整	隣接工区との工程調整														
	住民対応	近隣住民との対応														
	関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整														
	工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)														
	品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)														
	安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業														
	その他	災害時の応急復旧等														

注)「」: 企業選定において設定が必須である評価項目

「」: 企業選定においては発注者の判断(任意)により設定する評価項目



**【評価結果例】**

指名できない業者	A社	B社
不誠実な行為	?	?
経営状況		
安全管理		
労働福祉		
工事成績 60点未満		
<b>「評価項目」</b>		
地理的条件	A	A
? 手持ち工事の状況	A	A
施工実績		
・同種・類似の実績	A	A
・施工条件の実績	B	A
技術者評価		
・同種・類似工事の経験	B	A
・技術者の資格	A	A
その他の技術的適性	B	A
? 工事成績	A	A
表彰の有無	B	B
A評価の数	5	8
工事成績の総合評価	XX点	YY点

**【評価結果例】**

指名できない業者	A社	B社	...
? 不誠実な行為	?	?	
経営状況			
安全管理			
労働福祉			
地域特性			
・本・支店			
・近隣地域の実績			
施工実績			
・同種・類似の実績	?	?	
・施工条件の実績	?	?	
技術者評価			
・同種・類似工事の経験	?	×	
・技術者の資格			
工事成績			
・工事成績 60点未満			
手持ち工事の状況			×

**【評価結果例】**

評価項目	必要点	A社	C社
? 施工体制			
・施工体制一般	-	-	-
・配置技術者	-	-	-
? 施工状況			
・施工管理	-	-	-
・工程管理	75点	78点	77点
・安全対策	-	-	-
・対外関係	70点	72点	69点
? 出来形及び出来ばえ			
・出来形	-	-	-
・品質	70点	73点	72点
・出来ばえ	-	-	-
高度技術力	70点	70点	69点
創意工夫	-	-	-
社会性等	70点	72点	69点
法令遵守等	-	-	-

**【評価結果例】**

「評価項目」	A社	E社	...
地理的条件	A	A	
? 手持ち工事の状況	A	A	
施工実績			
・同種・類似の実績	A	A	
・施工条件の実績	B	A	
技術者評価			
・同種・類似工事の経験	B	A	
・技術者の資格	A	A	
その他の技術的適性	B	A	
工事成績			
総合評価点	A	B	
重点評価項目			
・工程管理	A	B	
・対外関係	B	A	
・品質	A	A	
・高度技術力	A	B	
・社会性等	B	B	
・表彰の有無	B	B	
A評価の数	8	9	
工事成績の総合評価	XX点	YY点	

**【評価結果例】**

キーワード	A社	D社	...
高度技術力			
・厳しい自然・地盤条件			
・厳しい周辺環境への対応		×	
創意工夫			
・準備・後片付け			
・安全衛生管理			

図3 - 2 新しい企業選定イメージ（案）

### (3) 新しい企業評価の施行に向けた暫定運用(案)

新・工事成績評価が試行され国土交通省直轄事業においては新しい工事成績評価の結果(データ)が企業評価データベースに蓄積されていくこととなる。

今回提案する企業選定方式を施行するにあたっては、十分な新・工事成績評価の結果が蓄積されていなければならない。したがって、新・工事成績評価の結果が蓄積される当面の期間は原則、(2)で提案した新しい企業選定方式の流れに沿って、以下の方針で暫定的に運用して行くことが考えられる。

#### 1) 暫定運用の範囲

新しい企業選定方式の暫定運用は、通常の指名競争入札の工事規模を除き、例えば工事希望型指名競争以上(工事規模が概ね1億円以上)の工事に適用することが考えられる。

#### 2) 工事实績等の確認方法

新しい企業選定方式の暫定運用では、工事成績評価の結果を活用することができないため、下表の～の手段を用いて企業の技術力等を審査することが考えられる。ただし、「現・工事成績評価の結果による確認」については、過去の工事成績評価の結果(原票)を収集することは困難と予想され、工事实績等の確認は主に「および」によるものと考えられる。

表3-6 工事实績等の確認手段

手 段	概 要
・既存のデータによる確認	労働基準監督署等の安全管理や労働福祉に関する処分等の既存のデータを収集し、活用。
・実績工事についてヒアリングによる確認	企業から提出される技術資料の実績工事について、企業又は発注担当者に企業技術力をヒアリングした結果を活用。
・現・工事成績評価の結果による確認	工事成績評価の原本を収集し、工事成績評価の各考査項目の評価点を活用。

#### 3) 暫定運用における基本的な流れ

新しい企業選定方式の暫定運用にあたっては、前項の考え方に基づき以下の流れに沿って実施することを提案する。

個々の工事の特性分析(技術的難易度の評価等)を実施し、その工事の特性に応じて企業選定に係わる評価項目を設定する。

設定した評価項目について、既存のデータを収集、または実績工事における企業等へのヒアリングを実施する。

収集・ヒアリング等の結果に基づき、「資格審査」、「技術力審査」、また必要に応じて「相対評価」を実施する。

なお、暫定運用では「技術力審査」における「工事特性に応じたキーワードによる判定」は行わないものとする。

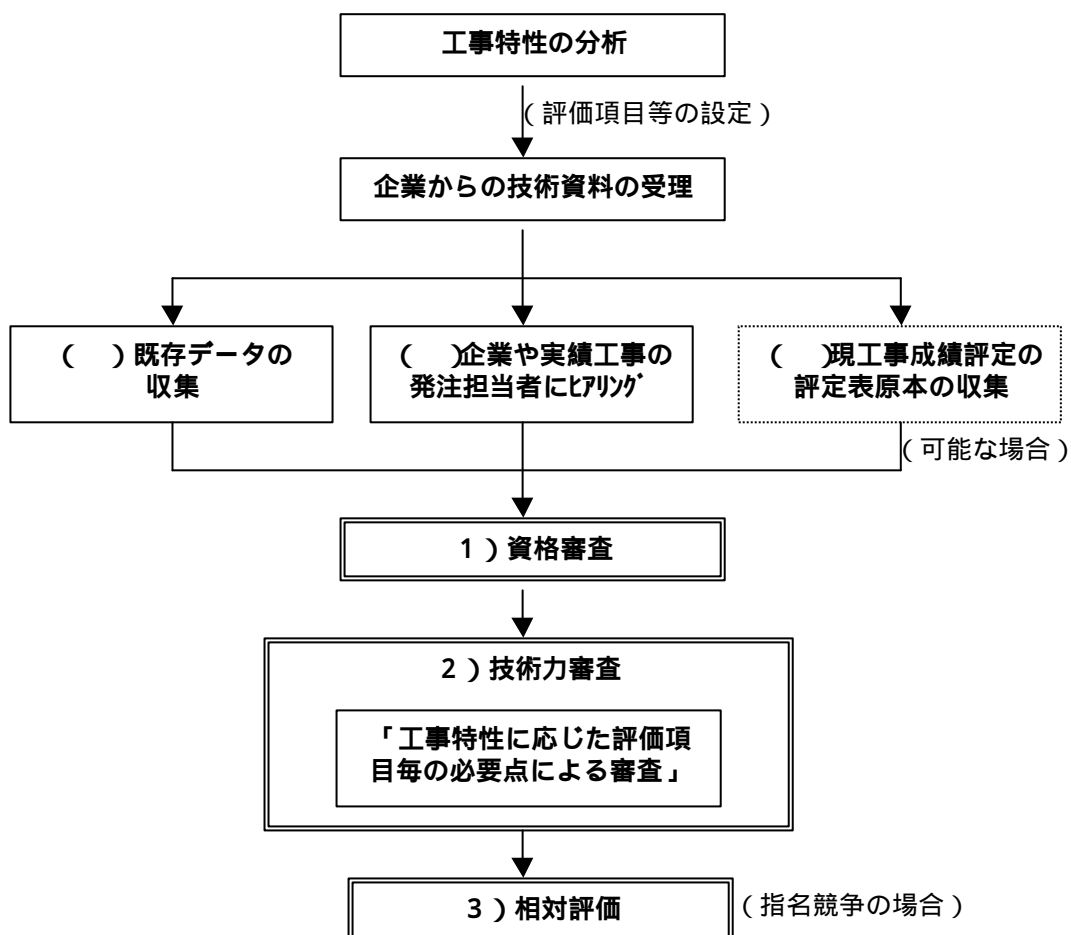


図3 - 3 新しい企業選定方式の概略フロー(案)(暫定運用段階)

#### (4) 企業評価データベースの整備・運用

「企業評価データベース」は現行の工事实績データベースを拡充し、個々の工事特性のデータ（工種・規模、工事の技術的難易度、特殊な施工条件等に対して発注者が期待した事項等）とともに新しい工事成績評価（新・工事成績評価）データを蓄積することを提案する。蓄積されたデータは、企業選定において企業の技術力評価を主に活用することとなる。

##### 1) 企業評価データベースの運用方針

企業評価データベースは、各発注者の連携により新しい工事成績評価を実施することを前提に、以下の方針に基づいて整備、運用することが考えられる。

地方自治体を含めた公共工事に係わる全ての発注者が企業評価に係わるデータ（工事成績評価の結果等）を登録し、企業選定段階において蓄積されたデータを活用できることを前提とする。

蓄積された個々のデータは市場原理の導入や企業の技術力向上を促すことを目的に原則、公開とする（工事成績評価の結果も含む）。

なお、工事成績評価の結果の公開範囲に関しては更なる検討を要するが、特許申請に係わる新技术提案・実施内容など、企業保有の専門技術に係わる情報は当該企業の同意がない限り公開対象としない。

企業評価データベースの運用は第三者機関によるものとする。

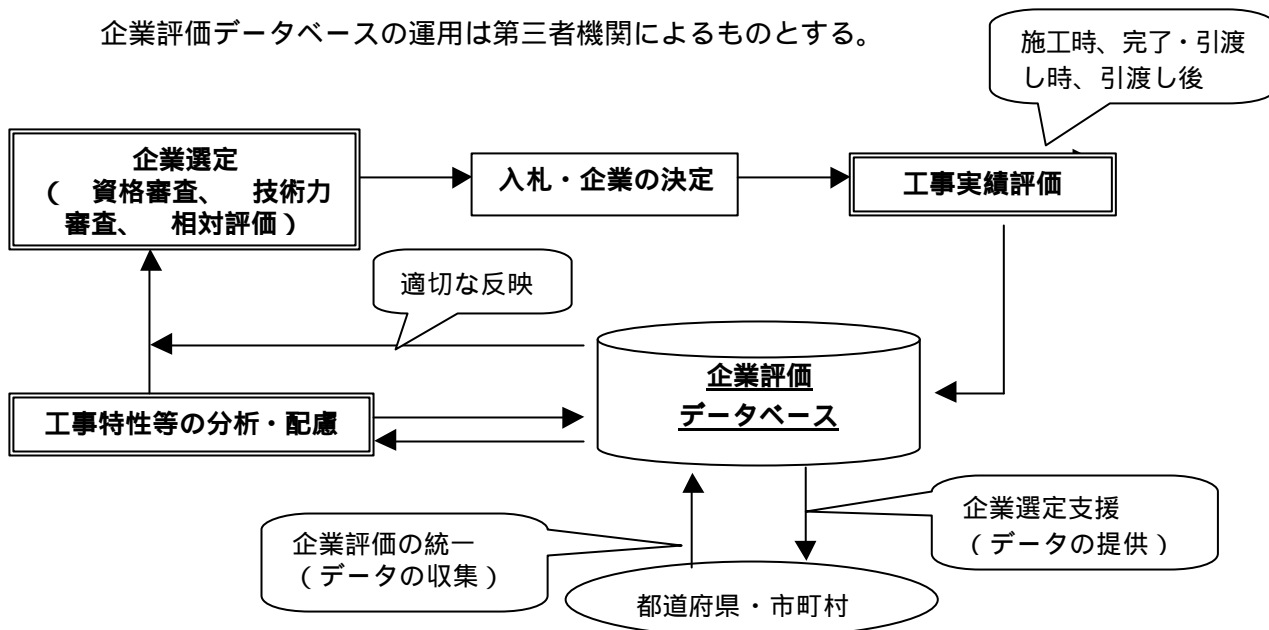


図3 - 4 企業評価データベースの運用イメージ（案）

## 2) 企業評価データベースの構成イメージ

企業評価データベースに蓄積される情報は、個々の工事について 一般データ、 工事特性データ、 工事成績データに大きく区分することができると考えられる。

### 一般データ

「一般データ」は、工事件名、路線・水系名等、発注機関名、請負金額、工事分野、工事の業種、工事種別等の個々の工事に関する一般的データから構成されるものとする。一般データの登録は、工事を請け負う企業が行うことが考えられる。

### 工事特性データ

個々の工事における工法、形式、構造、施工規模等の他に、「各工事固有の技術的難易度」、更に企業に対して「発注者が特に期待する事項」(キーワード等)を追加し構成されるものとする。工事特性データの登録は、「各工事固有の技術的難易度」及び「発注者が特に期待する事項」については発注者が、またその他技術データについては工事を請け負う企業が行うことが考えられる。

### 工事成績データ

工事成績データは、個々の工事における成績評定の各評価項目の評価点、キーワード、さらに監督員・検査官の所見等に関するデータから構成されるものとする。工事成績データの登録に関しては、発注者が行うことが考えられる。

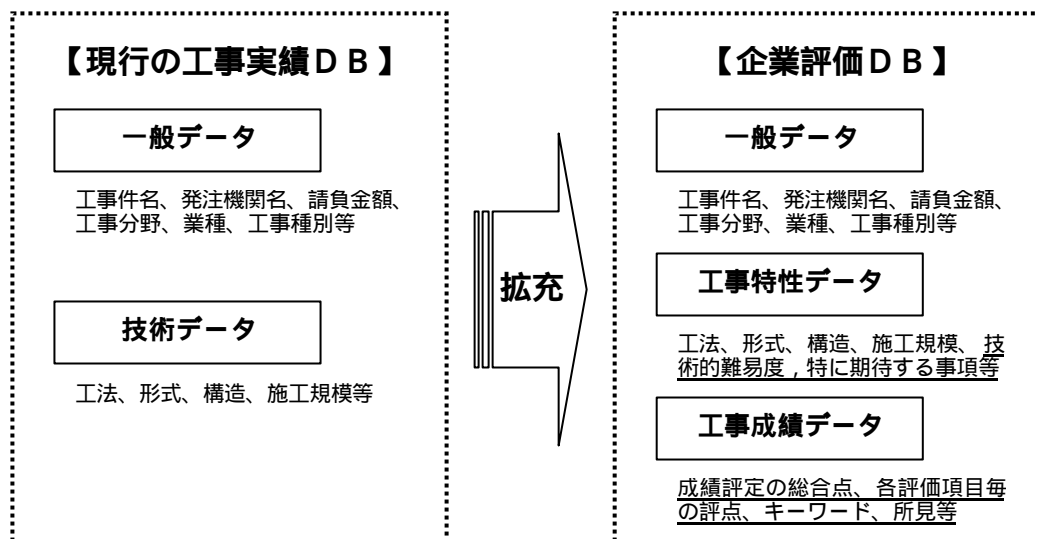


図3-5 企業評価データベースのデータ構成(案)

## 4. 特許工法等の知的財産権の活用方策等

### (1) 目的

民間で開発された特許工法等の新技术を積極的に現場で導入することにより、公共工事の品質の確保とあわせて、技術力に優れた企業が伸びる環境づくり、公共事業に関連した民間分野の新技术開発の取り組みの促進方策を検討するものである。

### (2) 現状の課題と対応の方向

#### 1) 新技术開発・導入に係る課題

公共事業に関連した新技术開発・導入は必ずしも十分とは言えないのが実態である。その理由として、受注者、発注者それぞれの立場から次のような指摘がある。

表4-1 受注者、発注者の立場から見た新技术開発・導入が進まない理由

受注者（企業）の立場	発注者の立場
新技术を開発しても採用してもらえない	新技术を導入するインセンティブがない
発注者にどのようなニーズがあるかわからない	新技术が現場のニーズにマッチしていない
新技术を検証できるフィールドがない	新技术を導入しても期待通りの成果が得られない
新技术を提案できる場が少ない	新技术の提案に対して自信を持って評価選定できない
技術提案ができる範囲が限定されている	新技术導入の効果が少ない

一方、国民の立場としては、以下のような点が要請されると考えられる。

- ・ 社会のニーズに的確に対応した技術導入が行われているか。
- ・ 技術導入プロセスの透明性が確保されているか。
- ・ 導入結果に対する適切な評価が行われているか。



## 2) 想定される原因と対応方策

前述の課題や要請に対し、想定される原因と対応方策を整理すると以下の通りとなる。

表4 - 2 新技術開発・導入が進まない原因と対応方策

原因	対応方策
発注者のニーズが明らかにされていない。	技術開発テーマの公募等によりニーズを提示
社会のニーズに的確に対応した技術開発や技術導入が行われていない。	外部有識者による委員会の意見を踏まえ、社会ニーズを反映した技術公募テーマを設定
新技術の情報が現場に伝わらない	新技術情報が容易に入手できるシステムの整備
開発された新技術が現場ニーズにマッチしていない。	現場のニーズに対応した技術提案の募集 シーズだけでなくニーズも重視したテーマ設定
新技術の提案・導入範囲が限定されている。 施工技術・部品技術が中心	設計段階からの技術提案を受け付ける仕組み 設計・施工一括発注方式の活用
新技術採用のインセンティブがない。 安全サイドの判断（従来技術採用）に	外部有識者による委員会の評価を得ることにより技術導入リスクを低減
新技術に対して十分な評価がされていない。	施工後評価を実施（外部評価も含む）
技術を重視した企業選定が行われていない。	総合評価方式等、技術提案を評価する入札契約方式や、随意契約を活用
新技術の普及促進策が不十分	採用された新技術の評価結果は幅広く公表。 普及すべきものは歩掛、基準等へ反映。

### (3) 民間技術活用方策(案)

現状の課題と対応方策を踏まえた民間技術の活用方策として、以下のような仕組みを提案する。

#### 新技術情報データベースの構築と活用

- ・産官学各分野において開発された新技術を登録するデータベースを構築。データベースはインターネットで公表し、各発注者、民間企業等が共通に利用可能なものとする。
- ・各現場は、データベースを検索し、ニーズに適合した技術があった場合、当該技術の適用性について評価（必要に応じ第三者の意見を聞く。）を行った上で、当該技術の利用を指定して発注、または当該技術の保有者と随意契約を行い、現場で施工。

- ・施工結果については評価（外部評価を含む）を行い、普及すべき技術については、普及に向けた環境整備（歩掛の整備等）を行うとともに、評価結果はデータベースにフィードバックする。

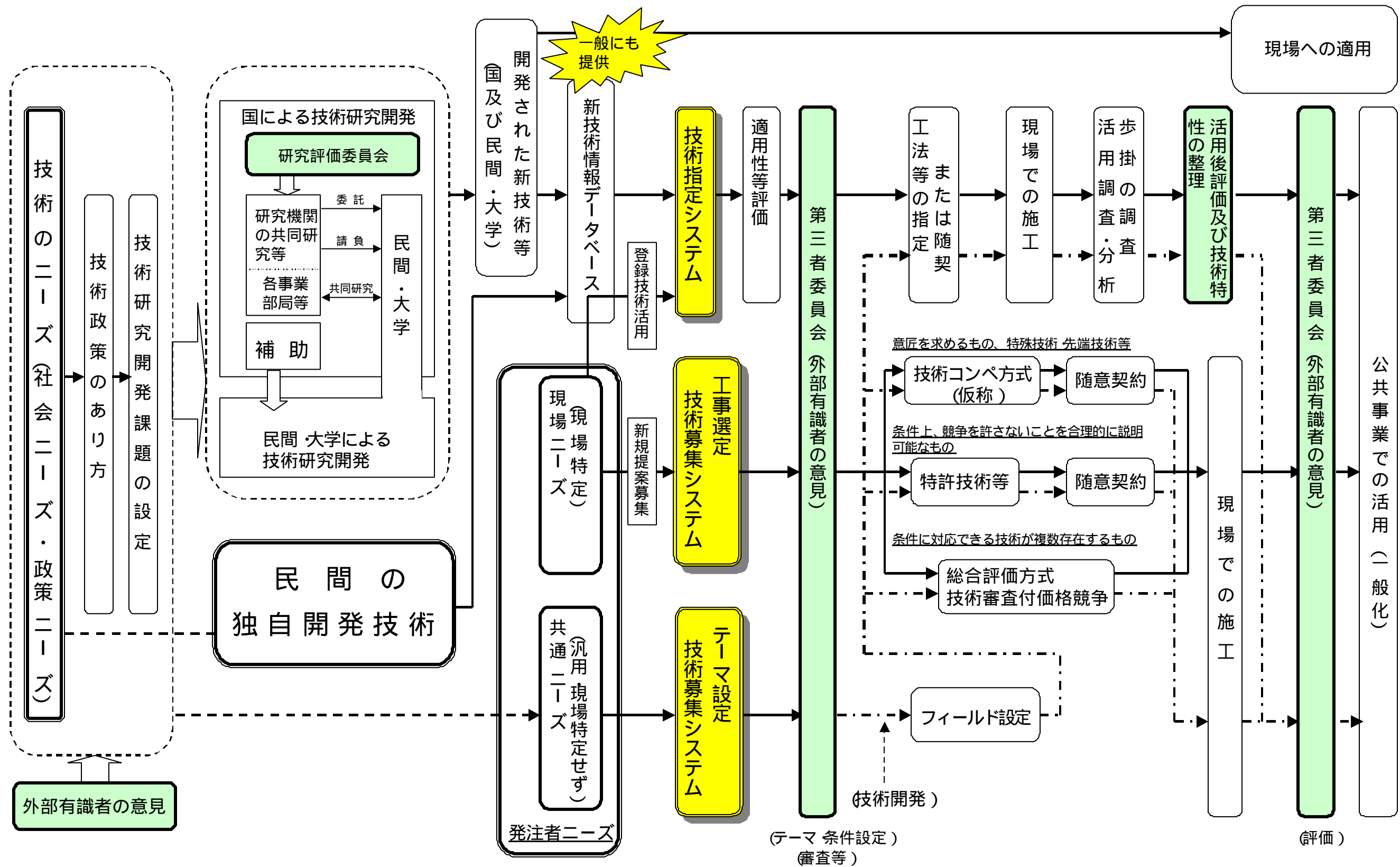
#### 技術提案を評価する入札契約方式の積極的活用

- ・意匠や特殊技術・先端技術等を求める工事を対象に、コンペ的手法により技術提案を募集・審査を行い、最優秀者と随意契約を行う。
- ・特許技術等、条件上競争を許さないことを合理的に説明可能なものについては、随意契約を活用する。随意契約が可能な場合の考え方については、（参考）を参照。
- ・発注条件に対応できる技術が複数存在すると考えられる場合は、価格だけでなく技術提案を評価する入札契約方式（総合評価方式等）を活用する。
- ・これらの入札方式の実施に当たっては、発注時の条件設定や審査に当たり、必要に応じ外部有識者の意見を聞く等により、選定過程の透明性確保に努める。
- ・施工結果については外部評価を行い、普及すべき技術については、普及に向けた環境整備（歩掛の整備等）を行う。
- ・公示・掲示以後に指名処分等の処分を受けた企業の取り扱いについては、処分の内容等に応じて企業の入札参加を認めること等を明確にする。

#### 技術募集テーマの設定とフィールドの提供

- ・現場ニーズや社会ニーズ（今後の社会資本整備に求められる新しいニーズ）を踏まえ、外部有識者の意見を聞いた上で技術開発テーマを設定し、幅広く公募を行う。
- ・応募された技術に対し、試験施工を行うフィールド（施工現場）を提供する。
- ・フィールドの提供方法としては、応募された技術の中から技術提案を評価する入札契約方式を活用し、選定された技術を施工する方法（フィールドが一つの場合）、応募された技術のうち試験施工に適した技術を複数選定し、それぞれのフィールドで工法指定または随意契約により施工を行う方法（フィールドが複数用意できる場合）等が考えられる。
- ・施工結果については外部評価を行い、普及すべき技術については、普及に向けた環境整備（歩掛の整備等）を行う。

# 公共事業における技術研究開発から活用までのシステム (案)



(参考) 随意契約が可能な場合

(1) 会計法等を踏まえた考え方

会計法等における随意契約の関連条項：別紙 - 1 のとおり

技術導入に関し、適用可能な条項は、第 29 条の 3 第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」と考えられる。

本条項を踏まえた場合、技術導入に関して「競争を許さない場合」とは、以下の3つの条件をととも満たすことが合理的に説明可能な場合と考えられる。

条件 1：契約の目的を達成する上で、要求している条件が不可欠(必要以上に過大な条件ではない)であること。

条件 2：特定の技術でないと要求している条件を満たすことができないこと。

条件 3：当該技術を施工できるのは特定の 1 者のみであること。

(特許権等の排他的権利を保有、かつ当該権利の使用が非公開)

(2) 政府調達協定との関連

1) 随意契約

第 15 条 1(a)において、以下の場合に限定入札(随意契約)が可能とされている。

製品又はサービスが、美術品若しくは特許権、著作権等の排他的権利の保護との関連を有するものであるため又は技術的な理由により競争が存在しないため、特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ他に合理的に選択される製品若しくはサービス又は他の合理的な代替の製品若しくはサービスがない場合

一方、特例政令第 13 条において、

各省各庁の長は、契約担当官等が特定調達契約につき随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合において随意契約によろうとするときは、この限りでない。

一 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定される時

(以下略)

とされており、特許権等を有していない技術について随意契約を行う場合は、大蔵大臣との協議が必要となる。なお、「技術的な理由」についても、大蔵大臣包括協議(別紙 - 2)が成立しているが、包括協議の内容には新技術の導入に関する規定は含まれず、同様に大蔵大臣との協議が必要。

## 2) 入札参加要件の設定

第8条(b)において、

入札の手続への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されなければならない。

とされており、WTO 対象案件の場合、必要以上に高度な技術要件の設定は難しい。

## 3) 仕様

第6条3において、

入札説明書においては、調達に当たって適合することを要求する要件として商標、商号、特許、デザイン若しくは型式又は産地、生産者若しくは供給者を特定してはならず、当該要件の説明においてこれらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ十分に明確な又は理解しやすい当該要件の説明を行うことができない場合にその説明において「又はこれと同等のもの」というような文言をこれらに付すときはこの限りではない。

とされており、WTO 対象案件の場合、1つの工法への限定は難しいと考えられる。

随意契約に関する関連条文

会計法	予算決算及び会計令	工事請負契約における随意契約のガイドライン
<p>第 29 条の 3  <u>契約の性質又は目的が競争を許さない場合</u>、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。</p> <p>契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。</p>	<p>第 99 条の 2 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又はサイドの入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。</p> <p>第 99 条の 3 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することはできない。</p> <p>第 102 条の 4 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、<u>あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</u></p> <p>一、二（指名競争に関する規定）</p> <p>三 <u>契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。</u></p> <p>四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。</p> <p>イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。</p> <p>ロ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること。</p> <p>ハ 買入れを必要とする物品が多量にあって、分割して買入れなければ売惜しみその他に理由により価格を騰貴させるおそれがあること。</p> <p>ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあること。</p> <p>第 99 条 会計法第 29 条の 3 第 5 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 国の行為を秘密にする必要があるとき。</p> <p>二 予定価格が 250 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。</p> <p>（以下略）</p>	<p>契約の性質または目的が競争を許さない場合（予決令第 102 条の 4 第 3 号）</p> <p>(1) <u>特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができない場合</u></p> <p>特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事  文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事  実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、<u>施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事</u>  ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事</p> <p>(2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合  本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事  既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事</p> <p>緊急の必要により競争に付することができない場合（予決令第 102 条の 4 第 3 号）</p> <p>(3) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がない場合  堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事  電気、機械設備等の故障に伴う緊急普及工事  災害の未然防止のための応急工事</p> <p>競争に付することが不利と認められる場合  現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合（予決令第 102 条の 4 第 4 号イ）</p> <p>(4) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減ができる等有利と認められる場合  当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事  本体工事と密接に関連する付帯的な工事</p> <p>(5) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合  前工事と後工事が、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事  前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）</p> <p>(6) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と工作する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合  鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事  他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事</p> <p>競争に付することが不利と認められる場合（予決令第 102 条の 4 第 4 号ロ）  随意契約によるときは、時価と比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること</p> <p>(7) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合</p> <p>(8) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合</p>